

弥惣 八印
喜 平印

(6) 敏満寺の論達書

解説

「村々のおきて」の最後に敏満寺村の場合を掲げるこ^トにする。

敏満寺村では、すでに述べた他の村々のような古いおきては見つからないが、それに代わるものとして、會議所に論達書綴が残っている。その中からこの論達書を取り上げて、旧幕時代から明治以後の村のおきて、なり村の規制なりを明らかにして、村々のおきての総まとめとしたいと思う。

〔二十日講〕

敏満寺の自治は會議所を中心に推進されていた。會議所の構成は区長を中心とし、用水の乏しい時代には水利専念の係を選任し、さらには村の伝統を守るお宮幹

事などの面々と、農事没頭の委員を加え、三人あるいは四人が一丸となつて會議所を支え、町代（後に協議員）と相ばかり村の行政を進めてきた。
区長、會議所の言うことはほとんど絶対的であつて、一糸乱れのない團結がなくては、水利の問題に対処することができなかつた事情もあつて、このような精神が培われたのであらうと思う。

その端的な表れが毎年一月二〇日、いわゆる二十日講に区長から出される論達書である。

二十日講はいわばおこないのまつりである。一月二〇日の朝、村の役員が胡宮さんに集まつて、宮司からお祓いを受け、新しい年を迎えるに当たつての心構えを託した祝詞の奏上があつて、玉串を捧げ、一同すがすがしい気持ちで神前を退出し、別室で区長が論達書によつて、今年一年、字民の進むべき道を昭示する。役員たちは宮を退出して隣組に帰り、先の論達書が回覧されるのを待つて、これを組で朗読し、区長、会

議所の意のあるところを体し、次の隣組へ回送する。

それが終わつて各組ごとに酒宴が始まる。当日その席に連なる人は講主といつて、一家の戸主であり、それに加わることは講主入りといつて一人前になることを意味していた。講主は原則として成年男子であり、羽織着用であった。

娯楽のない時代には毎年正月になると伊勢からの神樂が唯一のものであつた。大きな獅子頭をかむつた獅子舞の一行が来るのは一月二〇日と決まつていた。獅子舞は曉闇から宮で氣勢を上げ、各家庭へ訪れてかまど舞をし、午後遅く小学校の校庭で總回しをした。折しも二十日講で、酒の入つた講主をはじめ、村の老若男女が大きく輪を作つてこれを見物した。獅子踊りやおやまの道中はその中の庄卷で、横笛の音はいつまでも耳について離れなかつた。

今も神樂は二〇日には来る。かまど回しには来るが、総回しはない。娯楽の満ち満ちている現代では見

る人もないし、人を引きつける芸人もいないからであらう。

原文

〔論達書〕

大正四年（一九一五）の論達書を見る。

項目は三四に及んでいる。順序不同であるので、上からの指示に基づき、その都度書き足したものと思われる。

それだけに大正四年に始まつたものとは思えず、明治あるいは旧藩時代の考え方、口調が歴然と残つていて貴重である。

仮にこの項目を大別すると以下のようにならう。

- 1、村づくりの指針ともいべきもの七件

- 2、生活上の注意事項 九件

- 3、生活上の申合せ事項 八件

- 4、生活改善に関するもの 四件

5、産業奨励に関するもの 二件

6、学業奨励に関するもの 二件

7、行政指導に関するもの 二件

1 村づくりの指針

一、大日本帝国臣民ハ敬神愛国五倫五常ノ道ヲ守リ、諸規則等屹度相守リ申スベキコト

一、各自不正ノ行為ハ相成サズ、若シ過テル人アラバ互ニ忠告シ、徳義ヲ以テ交際スペシ

一、区民ハ農業ニ諸業ニ勉励シ、村ノ繁榮ヲ國ルコト第一義ト致スベキコト

一、国土保安林内へ賊リニ立入ルコト屹度致サザルコト

一、戦役記念組合ノ規約ヲ守リ、絶対的ニ諸事儉約シ各々其業ニ勤ミ、成ルベク貯金致スベキコト

一、賭博及ビ其ノ他ノ勝負事ハ屹度相成サザルコト

一、先年本県知事ヨリ禁止セラレタル山林ノ落葉カキキコト

ハ屹度相成サズ候事

一、第一火ノ元大切ニ致シ、夜廻リ等油断ナク相守リ、風烈シキ時ハ、一層注意致スベシ、特ニ近頃盜賊徘徊シ物騒ニ付、ウロソナモノ見付ケ次第警察ヘ届ケ出デルベキコト

一、他府県ノ者ハ勿論当村役場ニ寄留籍ヲ持タスモノヲ隠シ置クベカラス

一、六才未満ノ幼児ヲ金錢又ハ其ノ他報酬ヲ得又ハ得ズトノ契約ヲ以テ養子トシ、若クバ養育スルモノハ七日以内ニ必ズ警察署ニ届出ズベシ

一、無鑑札ニテ凡テノ營業相成サズ、必ズ出願ノ上致スベシ

一、納稅其ノ他賦課金ハ本村役場、或ハ當會議所ヨリ沙汰致サバ、期日ヲ誤ラズ持參致スベシ 万一千帶納コレアリ督促ヲ受タルモノハ規則ニヨリ処分スベシ

一、出産、婚姻等ノ届書ハ遅クモ七日以内ニ本村役場ニ差出スベキコト

一、死亡ノ節ハ直チニ本村役場ニ届出デ、埋葬火葬ノ許可ヲ受ケ、該確認証ヲ墓地管理者へ差出スベシ

一、山林野荒シノ者見付ケ次第會議所へ報告スルトキハ、相当ノ報酬授与候条、成ルベク注意コレアリタキコト

一、各小路小路ニ於テ指シ合イ奄(モッコ)多數製作致シオクベキコト

3 申合せ事項

一、ゴ普請所ハ申スニ及バズ川原ノ石ヲ拾イ或ハ川原ノ林ニ於テ砂又ハ芝草ノ類ヲ掘取ルコト屹度相成サザルコト

一、オ宮公園地ヘ植木致シタキニ付キ、有志者ハ成ルベク寄附コレアルヨウ取計イコレアリタキコト

一、山林蔽地及ビ野荒シノ者アラバ実ニ村ノ不面目ニ付、各小路ニ於テ常ニ注意シ、不都合ノ者ナキヨウ取締ルコト肝要ニ候事

一、近来他人所有ノ竹藪ヘ乱入シ、竹皮ヲ拾フモノ有ルヤニ聞ク、右ハ生竹ヲ害スル恐レアレバ、仮令小見タリトモ、カカル不都合ノ行為ナキヨウ嚴重ニ取締リ相成リタキコト

一、川堀酒ハ近來騒音ニ流レ、酒ニ代フルニ種々ナル物ヲ用フル由、此儘ニ放任センカソノ停止スル所ヲ知ラザル有様ニ付、前年協議通り、一反歩五錢支給スルコトナレバ注意スベキコト

一、村内各道路筋ノ樹木猥リニ路面ニ差出コレアリ候、右ハ第一消防通行ニ妨ラナシ、且人民ノ通行モ困難ヲ來シ、外見モ見苦シキ次第ナレバ毎年春秋二季ニ一丈二尺(三・六三尺)ノ竿ヲ以テ伐採致スベク候条、各自注意シオクベキコト

一、先年ノ決議ニヨリ生垣ハ高サ五尺(一・五七)ト

ノ境石ヨリ出スコト屹度相成サズ候事

4 生活改善に関するもの

一、吉凶ニツキ小路々々ニ於テ寄合ヒ身分不相応ノ振舞ナド致スマジク、殊ニ明治四一年一〇月一三日ノ

詔書（戊申詔書）ヲ奉体シ、各自ノ分限ヲ守リ、諸事節儉致スペキコト

一、葬式、逮夜供養等ハ茶果ニ限ル、且、参訪者ノ多少ニヨリ後ヨリ饅頭其ノ他ノ食物ヲ送ルガ如キコト決シテ相成サズ、尚先年協議員町代ノ決議ニ依リ、前小飯ヲ廢スルコト

一、近時、公共ノ營造物（学校、会議所、神社、寺院）ソノ他ノ家庭、高屏等ニ薬書ヲスルモノアルヲ見ル、カクノ如キハ公徳心ノ欠乏セルワラハシ、村ノ体面ヲ傷ツケアマツサエ非文明的ノ行為ニシテ默許スペカラザルコトニ属ス、自今、各小路ハ勿論青年会ニ於テ嚴重ニ取締リ相成リタキ候事

5 産業奨励

一、米質改良規則ヲ守リ、製俵ヲ入念ニ、乾燥精撰ヲ旨トシ、本村米質ヲシテ優良ナラシムルコトニツトメラレタシ、然ルニ近時未改良米ヲ売買スル者コレアリ候テハ、ソノ筋ノ監督モ一層厳重相成ルコトナレバ堅ク改良規則ヲ守ラルベシ

一、近時国運ノ發展ニ伴イ、商業ノ進歩ハ驚クベキモノアルモ、帝國ノ生業ハ農ヲ以テ本トス、而シテコレガ副業タル蚕業マタ忽ニスベカラズ、サキニ郡農会ヨリ、桑苗配付栽セラレシヲ以テ、各自ニ於テハ熱心ニ養蚕ヲナシ以テ国益ヲアグルコトニ努メラルベシ

6 学業奨励

一、実業補習学校生徒ハ來ル四月二日ヨリ入学差シ許サレ候条、三月二十五日限リ、入学願書ニ履歴書ヲ添エ學校長ニ願イ出デラルベシ

一、実業補習学校義務生ハ絶対ニ連欠席ヲ許サレザル義ニ付キ、止ムヲ得ズ欠席セントスルモノハ、事由ヲ具シテ學校長ニ届出デラルベシ、無届欠席ノモノハ學校又ハ會議所ニ召喚シテ嚴戒スペク、尚改メザルモノハ學則第一七条ニヨリ退学ニ処セラルベシ。

仍テ父兄タルモノ深ク茲ニ留意シ、子弟ノ教育ヲシテ怠ルナキヨウ取締相成ルベキ事

総括

以上のこと総括すると、

1、村づくりの指針として五倫五常の語にふれてい。る。五倫五常は儒教すなわち中国の教えで、人の守るべき五つの道をいう。すなわち君臣義あり、父子親あり、夫婦別あり、長幼序あり、朋友信ありといふものでいわばこれは旧幕藩時代からの政治の指針であった。それが明治政府に根強く引き継がれ大正時代にもなお生きていた。

……屹度相成サズ候事など、その口調や候文などそれを物語るに十分である。

一、目下降雪ノ季節ナルニカカラズ道明ケママ怠慢ニ流ルル領キアリ、右ハ通行上甚ダ困難ニ付、屋敷領ノモノハ勿論、最寄リニ於テ、降雪次第勧行政スベキ候事

会議所に残る諭達書類を見ていくと、五倫五常が影

をひそめるのは昭和一七年（一九四二）からのもので、

前年一二月八日太平洋戦争に突入してからは、必勝の

信念をもって聖戦完遂に邁進するよう要望している。

それがまた一転するのは昭和二一年で、いわゆる未

曾有の敗戦によって、世は民主主義に徹し、新日本建

設を標榜することになった。この一八〇度の変換は日

本国の変転であり、私たちの苦鉗をなめて通ってきた

道でもある。

2、その他、日常生活について、注意事項、あるいは申し合わせ事項を細微にわたって列記し、まさに論述そのものといった感じがするが、それが自己規制を促す態度に変わっていることは注意すべきことである。

3、区長の勤務時間が明記してあることはひたすら公務遂行に尽粋された先人の足跡を敬仰して感無量である。

7 高宮池の築造

高宮池 名神高速道路多賀サービスエリアの北側に、大きな溜池があり、土地の人は高宮池と呼んでいる。

日本道路公団初代総裁の岸道三が、高速道路建設の計画が進み、現地踏査のとき、丘陵の上から見えるこの溜池の風景を賞賛し、数度にわたり視察して、高速道路を通行する人の休息所に最適であると考えて、サービスエリアの設置を決定した経緯がある。

高速道路建設の功労者として、岸道三の石碑が、高宮池を見下ろす位置に建てられたのは、この経過をふまえてのことである。

岸道三が魚取り用のガラス瓶を池の中に入れて小魚をとつて楽しんでいたことがある。

この溜池は、青龍山の東側、北側の谷水と多賀内山

4、諭達書は民主主義の世の中に、いまさら諭達でもあるまいと、区長が区民に呼びかける伝統は尊重しながら、年頭の辞と名称を変えたのは昭和四五年からである。これによってのみ村づくりができるとは考えないが、みんなの呼びかけによって生活が規制されいくことは望ましいことであろう。

の雨水を集めて、高宮領域内の田用水の重要な水源池になつてゐる。

土地台帳には、
大字多賀字奥谷田三六五番の一
溜池五町五反五畝一二歩（五万五、〇八〇平方尺）
三六五番の二、三は多賀町に売渡し、残りは
五万四、二九八平方尺
とあり、所有者は高宮村となつてゐる。

溜池の築造 大字多賀の古文書、寛文二年（一六六〇）朱印地三六〇石四斗三升一合の中で、作人林右衛門、同八左エ門、同真如寺見立取西園の田が、高宮村溜池堤下になり、その石高三石八斗三升七合で、それを差し引くと、神領は三五七石三斗六升七合（実数と誤差がある）になる、と記載されている。

また『多賀大社叢書典籍編』に次の記事がある。

『淡海木間櫻』丑の山田神社の欄に、次のようにあ

る。

さてまた山田神社の西南に當て、山林有り、樺木尾と云う。

此の山は、高宮村溜池、神領に掛りし故、右之山彦根より多賀不動院へ遣さると云う。

是は年貢山なり。

これらによると、寛文二年（一六六二）に朱印地神領が高宮村の溜池用地になったので、彦根藩が、藩領であつた山林を多賀神社に与えたものであることを証する記録であり、高宮池が築造された経過を知ることができることができる。

敏満寺の寺屋敷丘陵と、多賀の奥谷田内山の丘陵の谷間に堤防を築いて、溜池としているが堤防工事についての記録は残されていない。

溜 池 の 高宮池に流入する水源区域はきわめて水源林小面積であり、水源涵養の必要があつた。

これがため明治三三年（一九〇〇）九月二一日、内山一帯は水源涵養保安林に指定された。

大字多賀字内山三五三番地、一五町六反一三歩（一五・六三ひ）の山林である。

この山林が、神社領から国有地になり、さらに多賀神社所有地となつて、高宮村と地上権を設定した経過について、「高宮町史」（昭和三三年刊行）「多賀神社文書」と「彦根市財産区文書」によって詳述すると次のとおりである。

一、『高宮町史』

高宮村が溜池一帯における、内山山林地上権を譲り受ける公正証書が取り交わされたのは、明治三七年（一九〇四）三月七日付けで、

「同日から向う百年間、多賀神社所有の山林、反別一五町七反六畝一六歩に、現在生存する樹木、下草及び将来栽植する樹木」は、すべて高宮の所有となつてゐる。

何か交渉上の事情によつたのか、高宮側は、北川

予四郎（当時の村長）、大堀正平と多賀神社宮司岡部

讓との個人契約になつており、それが同四〇年（一九〇七）五月八日付で、右の兩人から高宮村に地上権の移転登記がなされている。

二、「多賀神社文書」

この山林は藩制時代、多賀神社の領地であったが、明治維新の地租改正のとき、上地によつて、官有林となり、官山とも呼ぶようになった。

明治三五年（一九〇二）一二月二七日に、この山林を、多賀の馬場重一郎が國から払い下げを受け、個人所有地になつた。

明治三七年（一九〇四）、多賀神社氏子総代本池

徳平ほか一九名は、この山林を高宮が、溜池の水源涵養として植栽管理をするように希望していることと、藩制時代は多賀神社領であつたので、多賀神社の所有地に戻し、その管理を高宮村に依託したいと

買ふること

四氏子総代は、この金額を、古例祭保存費基金財産として、神社に寄付すること

等の取り決めをして、その実行を次のように実施したものである。

〔明治三七年（一九〇四）二月二九日、氏子総代本池徳平ほか一九名の連署をして、一五六〇円四三

銭三厘を多賀神社へ寄付する旨の申出書を提出している。〕

多賀町溜池一覧

大字	No.	名 称	大きさ(m ²)	築造時期	管理者	備 考
多 賀	1	山之神池	694	明治初期	多賀若宮町	灌 溉
	2	若宮池	4	天然の泉	小沢彦次郎	飲 料 水
	3	かぎや池	10	明治中期	土田、多賀	灌 溉 粿
	4	多賀溜池	21,779			灌 粿 釣り屋
	5	奥谷田溜池				
	6	横田池	100			
	7	菖蒲池				
	8	高宮池	55,086	寛文2年(1662)	彦根市高宮町	灌 溉
尼子	1	尼子池	2,299	明治30年修繕	尼子	灌 溉 防火
敏 満 寺	1	大門池	52,424	古く木溜池 奈良時代	会議所	灌 溉 防火
	2	新池	18,829		タ	灌 溼
	3	丸池	2,180		タ	
四 手	1	(大池)	2,500			
	2	(新)	900			
	3	(四手 706)	500			
八重練		八重練	222	99	明治初年	区長職前飲用防火
木 曾	1	西谷	2,181	旧藩時代	区長	灌 溉 防火
	2	滝谷	1,982	〃		
	3	流谷	1,982	旧藩時代		
	4	流谷	3,270	昭和7年		
大 君 ヶ 畑	1	サワムラ谷	52		橋本勇	
	2	足谷	221		上田兵一	
	3	水谷			藤川徳一	
	4	ガニ谷			山本悦夫	
川 相	1	吹網岡	20,000	江戸中期	三坊建三	灌 溉
	2		176	明治時代	平塚喜三	タ
	3		15,000		志蓮幹三	タ
藤 瀬	1	網台	753	明治29年	川相木下万治	灌 溉
	2	タ100	386	〃	三坊建三	タ
	3	吹畦	58	明治33年	タ	タ
	4	タ	79			

〔同日、馬場重一郎から多賀神社へ充り渡しの登記をした。

〔三月七日、多賀神社と、高宮村大堀正平・北川予四郎が、江畠源次(芹橋五丁目住)立い会のうえ、地上権設定を公証人役場、北村健吉郎で登記申請した。

〔三月八日、地上権設定の登記済(第二八〇七番)。三月二〇日、神社から県知事錦木定直に報告書提出。

三、「彦根市財産区資料」

その後明治40年(1907)五月二八日、大堀正平・北川予四郎との地上権を、高宮村中が買取って、地上権の移動登記がなされ、その間三年が経過しているので、高宮村と、多賀神社の契約期間は九七年間に変更されたが、当初契約の一〇〇年は実質的な変更ではない。

この内山は松林が主で、松茸が多く産した。この

松茸の採取権は、慣習によって地元大字多賀にある

ので、採取期間中は、高宮村が発行する入山証明札を持った者が、自由に入山するよう取り決めされている。

(註) 高宮村は、大正元年(1912)九月、町制が施行され、昭和三年(1957)四月、彦根市に合併、市に編入と同時に、旧高宮村の財産は、高宮財産区によつて管理され、市長管理、財産区議会により、運営管理されている。

次に多賀町溜池一覧を掲げる。これは各字協力委員に依頼し、報告のあつたものを本田委員が整理し、一覧表にしたものである。

元禄の人口について、町史上卷六一九ページ以下に総括的に表として所載されているが、その根拠となつた一文寄進帳に接する機会には恵まれなかつた。

今回別巻編さんに当たり、委員らは彦根城博物館に出向いて、三日がかりで寄進帳を取り組んで、近世における村々の実体にふれようとした。

各村すべてについての記録が残されているものと思つて、最後にいちいち照合してみると、五僧村・小林村・曾我村の原本が脱落しているのに気が付いた。残念ではあるが、今となつては施す術もない。

当初係りの人から一部脱落があると聞いていたが、その脱落が直接わが町にふりかかっているとは思わなかつた。

8 一文寄進帳に見る村々の実相

—元禄八年(大洞弁財天建立)ー

つた。

私たちの作業は、当初から計画を立て、むだのないことを期した。

各村ごとに庄屋・横目・組頭などの村役人を明記し、各世帯主と世帯人数を列記し、村々の人口を明らかにしようとした。原本には世帯員の名前を連記しているが、それをそのまま引き写しては膨大なものになるので、世帯主のみにとどめることとした。

世帯主は主として男性であるが、男子のその当時の名前がいちいち明記されることによってその時代の特徴をつかむことができるし、女性の呼び方も名前そのままをあげたものもあるが、多くは○○女房とか、○○後家とか書かれ本名が脱落している。

これらを通じて、当時の生活様の一端をのぞき見る感じがする。

なお、村によつて男女の総計が村の人口と一致しない向きが二、三ある。これはどちらかに誤記があるに

大字	No.	名 称	大きさ(m ²)	築造時期	管 理 者	備 考
瀬	5	甲賀辻野	152		城貝仲次郎	
	6	上 タタタタノク	83		奥野弘子	
	7	下	135		辰野義治	
	8		115		山本駒吉	
	9		158		西河久和	灌
	10	沼	1,603		瀬辰野栄次郎	溉
	11		85		辻野孝三外	
	12	藤尺	85		藤深田藤郎	灌
	13	地蔵仏	36		深田竜次郎	溉
	14		59		城貝栄次郎	
瀬	15		158		〃	
	16		1,001		藤瀬	
	17		1,021		平塚義三郎	
	18		1,590		〃	
	19		158		三坊繁次郎	
	20		595		藤瀬	
	21	広沢	112		辰野利光	
	22	寺海道戸	158			
	23	車	7,709			
	24		69			
檣	1	薬研坂	3,369		区長	灌 溝 防火
	2	石橋	3,567		ク	〃
	3	石橋	200		高源寺	防火
	4	上中西	200		山本惣一	庭園
	5	ク	792		ク	灌
富之尾	1	佃	10,023	平成3年3月改修	富之尾敏満寺	灌 溝
	2	小森池	10,247	平成5年8月改修	佃水利組合	灌(佃池の子備)
	3	前野	7,712	平成5~6年改修	富之尾土地改良区	
	4	奈古津池	3,266		富之尾前野水利組合	
	5	新沼池	5,391	平成3年5月	富之尾名古津水利組合	
					土地改良区	

違ひないが、それを正す術はない。ここでは男女数を正しいと見て人口を修正し、付記することにした。

三源後舊右衛門利左衛門九良兵衛七兵衛惣介仁兵乘明庄五兵衛三助太夫衛印念六衛一九藏郎家門五五四五三三

清兵衛 弥次兵衛 賀介四
長左衛門 長左衛門 清二
佐右衛門 左次兵衛 四
左次兵衛 伝右衛門 七
伝右衛門 まる 二
玄 二
宗 二
仁兵衛 後家 二
市良右衛門 七
善五郎 三
惣 三
庄三郎 八
庄 八
兵衛 四

源	所	兵	七	四	五	太	右	衛	門	三	郎	清	家	六	四	四	後	忠	右	衛	門	三	十	彌	三	宗	權	善	重	作	右	衛	門	六	五	八	郎	六	兵	衛	三	家	三	利	兵	衛	勝	半	兵	衛	五	助	德	左	衛	門	七
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

左	作	太郎兵衛	久	六	曾	庄
	左衛門	後家	三	太	兵	兵衛
伝	八藏	後家	四	順	藏	四
	後家	二	五	夫	位	衛四
六	三	一	七	五	四	

市長兵衛門	勘右衛門	利仁兵衛	西心兵衛	四郎兵衛	加兵衛	市右衛門	小平次	兵衛	又兵衛	十兵衛
五	五	七	七	四	二	八	六	四	三	七

孫兵衛門	十兵衛門	又兵衛門	權兵衛門	數兵衛門	弥兵衛門	五兵衛門	加兵衛門	甚兵衛門	久兵衛門	源兵衛門
二	三	二	九	一	一	四	四	二	四	七
三	二	九	一	一	四	四	二	四	六	三
二	三	二	九	一	一	四	四	二	四	七

尼子村										
組頭 横目 庄屋										
權兵衛門	長右衛門	善右衛門	善四郎	太右衛門	作兵衛	伝兵衛	伝兵衛	善三郎	小平次	由太兵衛
四	七	三	四	四	六	四	五	六	六	五
四	七	三	四	四	六	四	五	六	六	五
男八七人								女一〇九人		

權左衛門	伝之源	次右衛門	甚五兵衛	又兵衛	徳兵衛	長兵衛	弥兵衛	甚右衛門	六太夫	半兵衛
五	六	六	六	三	三	三	五	八	六	七
六	六	六	三	三	三	三	五	八	六	七

市良兵衛	正栄	市良兵衛								
七	一	七	一	二	九	九	十	三	三	三
九	一	九	一	二	九	九	十	三	三	三
後家	後家	後家								

伝三郎	久兵衛	久兵衛	八兵衛	七兵衛	七兵衛	長兵衛	良兵衛	吉兵衛	式部	宝仙後
五	五	五	五	五	五	四	四	四	四	二
五	五	五	五	五	五	四	四	四	四	二
五	五	五	五	五	五	四	四	四	四	二

傳兵衛	後家	由右衛門	庄屋	由兵衛	庄屋	仁太夫	藤大夫	庄右衛門	猪左衛門	長九郎
一	二	二	二	三	三	三	六	六	四	二
二	二	二	二	二	二	三	六	六	四	二
二	二	二	二	二	二	三	六	六	四	二

与惣兵衛	助三	小助	久助	佐五右衛門	仁左衛門	太兵衛	太兵衛	六兵衛	宗吉	空清
四	三	三	三	五	二	二	二	四	二	三
四	三	三	三	五	二	二	二	四	二	三
四	三	三	三	五	二	二	二	四	二	三

孫左衛門	次兵衛	玄一	妙む
七兵衛後家	左次兵衛	四	す
長右衛門	左衛門	四	一
惣左衛門	又五郎	二	一
吉左衛門	吉兵衛	二	一
兵衛門	兵衛	二	一
之熙	兵衛	二	一
兵衛	兵衛	二	一
九五	五五	五六五	九五

九郎兵衛、京、六、一、一、五、三、三、五、五、三、吉、門、右衛門、右衛門、藏、作、清、ん、寿、源右衛門、矢、長、小右衛門、仁、三、喜、右衛門、三、甚、甚、甚、甚、甚、長、左、エ、兵、衛、治、兵、衛、

忠	李右衛門	三
左	甚次兵衛門	五
兵	大兵衛	三
衛	七助	四
門	權左衛門	二
四	清五郎	二
兵	庄兵衛	六
衛	善四郎	二
一	半三郎	四
四	權四郎	三
郎	善左衛門	四
衛	庄兵衛	四
門	仁右衛門	五
四	由左衛門	六
兵	茂右衛門	四

助九郎 佐十郎 佐右衛門 佐平後家 惣兵衛 佐平後家
庄次郎 佐十郎 佐右衛門 佐平後家 惣兵衛 佐平後家
与愚兵衛 与愚兵衛 与愚兵衛 与愚兵衛 与愚兵衛 与愚兵衛
茂兵衛 茂兵衛 茂兵衛 茂兵衛 茂兵衛 茂兵衛
太兵衛 太兵衛 太兵衛 太兵衛 太兵衛 太兵衛
金兵衛 金兵衛 金兵衛 金兵衛 金兵衛 金兵衛
庄郎 五郎 五郎 五郎 五郎 五郎
与左衛門 与左衛門 与左衛門 与左衛門 与左衛門 与左衛門
茂作 三作 次作 六作 六作 一作
愚心 郎 二郎 五郎 五郎 三郎
兵衛 郎 五郎 五郎 五郎 五郎
太郎 四郎 七郎 四郎 二郎 五郎
金郎 四郎 七郎 四郎 二郎 五郎
庄郎 五郎 五郎 五郎 五郎 五郎
与左衛門 与左衛門 与左衛門 与左衛門 与左衛門 与左衛門
茂作 三作 次作 六作 六作 一作
愚心 郎 二郎 五郎 五郎 三郎
兵衛 郎 五郎 五郎 五郎 五郎
太郎 四郎 七郎 四郎 二郎 五郎
金郎 四郎 七郎 四郎 二郎 五郎
庄郎 五郎 五郎 五郎 五郎 五郎

敏満寺村	二三三戸	一〇一七人
組頭	男四七九人	女五三八人
横目		
庄屋	矢右衛門	七
甚兵衛	清左衛門	八
甚兵衛	九	
三之丞	八	
清兵衛	九	
佐右衛門	六	
大庄	六	
大夫	四	
左衛門	五	
勘	三	
四郎	久	
五	兵衛	三
大良助	三	
庄	六	
左衛門	五	
大	六	
良助	三	
次郎	右衛門	八
由	左衛門	六
理	左衛門	六
重	五郎	五
兵	衛	六
伝		
母	左衛門	六
房	右衛門	二
忠	兵衛	五
母	左衛門	六
房	右衛門	二
助	兵衛	五
吉	平	三
文	大衛門	八
重	兵衛	六
兵	衛	四
傳	十郎	四
清	兵衛	五
久	兵衛	三
三	右衛門	三

彦茂	増左衛門	作右衛門	金右衛門	く	加八	数右衛門	九兵衛	仁右衛門	忠左衛門	長四郎	後家	重次郎	清九郎
兵衛													
六	四	五	五	四	二	一	六	九	三	五	三	八	五

作太郎	作左衛門	又十郎	九兵衛	彦門	久助	清之	長兵	彦十三郎	次郎	佐五郎	佐五郎	次左衛門	武左衛門	久右衛門
三	七	三	三	四	五	三	二	三	二	三	二	五	四	三

久助	次郎	利右衛門	惣左衛門	又吉兵衛	久助	庄屋	横目	組頭	四手村	六一戸	二六四人	男一二八人	女一三六人
三	八	二	四	五	五	五	五	七					

与次右衛門	久太夫	久太夫	伝介後家	禪門祐道	長右衛門	長兵衛	太郎吉後家	小三郎	新五兵衛	孫六後家	宇兵次	加右衛門	いと
五	六	五	五	五	五	五	三	五	三	五	五	五	一

庄与	長兵衛	喜平次郎	志やな	又四郎	四郎助	四郎助	次郎兵衛	忠右衛門	平左衛門	平左衛門	彦太郎	長八郎	伊兵衛
五	六	五六	五六	三	三	三	四	四	八	四	四	五	三

八兵	円助	茂三兵	兵衛	助利郎	兵衛	助五郎	助七郎	仁左衛門	七兵衛	甚三郎	作兵衛	源四郎	作兵衛
兵													
二	三	三	三	一	四	五	五	五	五	五	六	六	三

庄惣	弥九郎	作十郎	小七郎	三兵衛	覺了	加兵衛	重左衛門	權藏四	新兵衛	才助後家	吉三郎	金兵衛	新兵衛
四	一	六	五	五	四	四	七	七	三	一	二	六	六

次王郎	久五郎	又吉郎	傳四郎	久左郎	甚之	了丙	儀兵衛	弥市	助太郎	庄右衛門	仁太郎	助太郎	助太郎
八	七	三	四	三	三	三	五	六	二	四	二	四	四

道 一郎 三 道 五
作 介 九 意 七
介 三郎 六 父 之
三郎 又右衛門 七
兵衛 一 茂
衛二 兵衛 三
門三 三右衛門
衛六 兵衛 三
三郎 甚 三
衛三 兵衛 三
正三 与次兵衛
房四 兵衛 三
七 左衛門 兵衛 三
五 味 兵衛 三

彦兵衛	庄兵衛	与兵衛	弥次兵衛	作十郎	太平四
二	四	四	六	二	四
庄屋	由兵衛	兵衛	兵衛	兵衛	兵衛
横目	藤兵衛	兵衛	兵衛	兵衛	兵衛
組頭	吉左衛門	衛門	衛門	衛門	衛門
伝九郎	七左衛門	五	五	五	五
善右衛門	市郎左衛門	八	五	八	八
伝四郎	市郎左衛門	五	八	八	八

宗	前	六	又右衛門四
戸	十郎	五	喜太郎後家二
一郎兵衛		二	
伊	兵衛	六	
順正女房	二		
善左衛門	六		
八兵衛	三		
甚兵衛後家	三		
作左衛門	四		
李左衛門	六		
清右衛門	五		

文右衛門	忠右衛門	六	四
長四郎	与十郎	六	四
猪左衛門	十右衛門	五	五
太右衛門	彦右衛門	六	六
清右衛門	左次右衛門	七	一
奉公人和兵衛 女房	清介後家	三	一
孫十郎	吉四郎	五	四
兵衛	一三	五	二
家	家	四	四

三郎兵衛	四	七	兵衛	三
市十郎	後家	二		
喜兵衛	後家	二		
彦九郎	三			
忠三衛門	四			
与市後	五			
彦左衛門	四			
次郎兵衛	三			
市郎兵衛	四			
惣右衛門	六			
長三郎	三			
喜右衛門	三			
長左衛門	三			
作左衛門	三			

横目	庄屋	八重練村	了	助	了	彦二郎
			春	三郎	春	後家
			七	六	七	四
				五		
				四		
久治郎	利右衛門	六戸	久治郎	三郎	了	はる
	儀兵衛	二六四人		六		
	兵衛			五		
	九			四		
男一二六人						
女一三八人						
小十郎	加兵衛					
五	四					
七右衛門						
八						
妙心						
五						
六左衛門						
八						
与右衛門						
八						

由右衛門	庄介	惣右衛門	次右衛門	清六	惣五郎	八兵衛	半四郎	作兵衛	三九郎	庄九郎
五	一	四	六	六	七	五	二	一	六	二
五	一	四	六	六	七	五	二	一	六	二

弥五兵衛	御奉公人	彦治女房	彦治姥	角平	彦甚	太郎	源太郎	甚右衛門	清蔵後家	文四郎	喜右衛門	利平	善右衛門	喜右衛門	仁太郎
五	五	七	一	二	六	六	三	七	三	五	六	七	六	五	二

五	宗	加	壽	小	又	祐	体	善	・	介	七	兵	衛	はる	又兵衛
郎	十	十	伯	平	治	作	庵	玄	五	六	一	佐	右衛門	姥	七
助	知	五	三	五	六	六	四	五	六	一	八	郎	右衛門	姥	一

後	兵	閑	九	右	衛	門	九	右	衛	門	九	郎	兵	衛	安
助	十	十	十	十	九	九	九	九	九	九	九	三	三	三	兵衛
家	七	七	四	四	五	六	五	六	六	八	三	郎	郎	郎	衛門

半	右	衛	門	長	介	貞	治	右	衛	門	清	三	郎	吉	長治郎
右	衛	門	門	清	三	郎	郎	衛	門	郎	益	藏	五	五	五
一	一	二	二	三	四	五	四	五	五	四	平	治	三	郎	五

孝兵衛後家	伝之助	二	吉右衛門	由左衛門	吉右衛門	由左衛門	吉右衛門								
儀兵衛	七兵衛	五	大右衛門												
市助	いう衛	八	市助												

孫兵衛三	金兵衛五														
次郎左衛門四															
教仙六	伝兵衛五														

中郎右衛門五	文右衛門五														
喜三郎九	喜三郎九														
兵次婿二	兵次婿二														

左介五															
九介後家四															
由兵衛九															

吉兵衛	二	吉右衛門	六
七郎兵衛	三	七郎兵衛	後
貞治兵衛	四	長兵衛	六
久三郎	二	吉郎兵衛	三
藤右衛門	五	藤右衛門	五
一二〇戸	五二五人	男二六二人	女二六三人
久介	七	横目	庄屋
久介	七	組頭	太兵衛
九	三	藤右衛門	藤兵衛

才	兵	衛	三
至	三	衛	門
折	右	衛	門
猪	兵	衛	四
佐	太	郎	二
太	郎	左	衛
源	伝	九	郎
勘	右	右	右
右	衛	衛	衛
衛	門	門	門
六	六	六	五
七	六	四	
八	兵		
衛			

參	甚	善	角	左	利	長	左
甚	兵	四	兵	兵	兵	太	五
兵	衛	郎	衛	衛	衛	大	右衛門
衛	三	六	八	三	四	夫	門
四						四	

惣三郎 仁左衛門 権太郎 理右衛門 七郎兵衛
久兵衛 藤左衛門 久太夫 六兵衛 与惣兵衛
藤左衛門 久太夫 六兵衛 五 五 五
平左衛門 四 十兵衛 金兵衛 金兵衛
仁介後家 二 源兵衛 八 七藏九 善兵衛

六	宇右衛門	彥	彌右衛門	五
七	女房	七	九郎右衛門	四
一	御奉公人兵衛	二	茂兵衛	五
三	四郎	三	源四郎	五
三	五	二	春六郎	六
三	六	一	七	七
三	七	一	四郎	八
三	八	一	左衛門	九
三	九	一	藏四郎	十
三	十	一	又十郎	久
三	十一	一	弥左衛門	七
三	十二	一	介五郎	四
三	十三	一	介四郎	三
三	十四	一	作三郎	四
三	十五	一	庄貞	七

茂平治右衛門四
甚藏二
孫太郎一
理左衛門四
七介四
小郎ん一
徳介三
徳兵衛郎二
惣吉郎四
庄治郎四
権左衛門四
玄庄清兵衛二
治智郎二

介	淨	七	新	寿	六	小	勘	猪	藤	久	奉	中
六	心	平	左	右	左	左	四	兵	五	三	公人治介	右衛門
三	四	四	衛	衛	衛	衛	郎	衛	郎	後家	女房	介
四	四	五	門	門	門	門	一	門	郎	二	三	五

弥兵衛	由左衛門	後家	彦左衛門	後家	宇右衛門	彦右衛門	理左衛門	角左衛門	大角	善右衛門	猪之介	五	久左衛門	七右衛門	久左衛門	五	
五	四	三	七	三	三	四	二	五	七	五	三	五	四	六	七	五	
太郎兵衛	長右衛門	玄分	伝孫	市道	又兵	介兵	仁兵	衛	喜平	彦十三郎	傳次郎	一一二	久權	才兵	庄作	吉喜	五
八	七	三	五	四	三	三	三	五	七	三	三	一	兵三郎	兵二郎	兵三郎	十郎	五
十	九	八	七	六	五	四	三	三	五	三	三	一	衛郎	衛三郎	衛三郎	助四郎	八
太郎夫	太郎夫	勘兵衛	數兵衛	後新太郎	仁右衛門	喜兵衛	源左衛門	教長太夫	久左衛門	市左衛門	庄左衛門	十兵衛	忠三郎	喜三郎	源四郎	茂兵衛	源右衛門
二	六	四	四	三	二	二	五	三	六	五	四	五	六	五	八	二	二
喜右衛門	理右衛門	勘左衛門	又助	善九郎	市兵衛	茂右衛門	淨救	市左衛門	久左衛門	七左衛門	後家	由兵衛	六介	六介	由兵衛	兵衛	仁右衛門
三	一	五	六	二	四	六	七	一	四	五	四	四	四	四	四	四	四

与兵衛	ら	と	兵衛	次	五	兵衛	三	兵衛	三	兵衛	三	兵衛	三	兵衛	三	兵衛	三
五	四	三	五	四	三	五	三	五	四	三	五	三	五	四	三	五	三
兵衛	郎	五	郎	六	郎	七	郎	六	郎	五	郎	四	郎	三	郎	二	郎
衛	六	七	七	八	七	八	六	七	六	五	四	三	二	一	一	一	一
郎	七	八	九	十	九	十	八	七	六	五	四	三	二	一	一	一	一
助	八	九	十	十	九	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	一	一
四郎	七	八	九	十	九	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	一	一
三郎	六	七	八	九	八	九	八	七	六	五	四	三	二	一	一	一	一
二郎	五	六	七	八	七	八	六	五	四	三	二	一	一	一	一	一	一
一郎	四	五	六	七	六	七	五	四	三	二	一	一	一	一	一	一	一
母房	奉公人	小太郎	女	小十郎	母	清介	七兵衛	五	清	五	介	七	四				

勘三郎	又五郎	喜右衛門	長助	七郎兵衛	助之助	理右衛門	勘四郎	長八郎	茂平	次郎	助左衛門	善兵衛	大兵衛	勘四郎	家後	九郎右衛門	助兵衛	助兵衛	助兵衛
勘三郎	又五郎	喜右衛門	長助	七郎兵衛	助之助	理右衛門	勘四郎	長八郎	茂平	次郎	助左衛門	善兵衛	大兵衛	勘四郎	家後	九郎右衛門	助兵衛	助兵衛	助兵衛

藤兵衛	八兵衛	久兵衛	久助	仁左衛門	半四郎	吉四郎	清三郎	九郎助	重左衛門	三郎右衛門	孫忠	利左衛門	大兵衛	勘四郎	家後	九郎右衛門	助兵衛	助兵衛	助兵衛
藤兵衛	八兵衛	久兵衛	久助	仁左衛門	半四郎	吉四郎	清三郎	九郎助	重左衛門	三郎右衛門	孫忠	利左衛門	大兵衛	勘四郎	家後	九郎右衛門	助兵衛	助兵衛	助兵衛

栗柄村	六三戸	二八八人	六	久左衛門	七右衛門	母	後家	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
栗柄村	六三戸	二八八人	六	久左衛門	七右衛門	母	後家	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

中川原村	五五戸	二七七人	修正	二八〇人	内三	十	内三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
中川原村	五五戸	二七七人	修正	二八〇人	内三	十	内三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

月之木村	四三戸	二〇八人	男一〇五人	女一〇三人	伝右衛門	三	甚兵衛	七	喜兵衛	七	清右衛門	五	吉右衛門	三	彦兵衛	七	作六	六	作六	六
月之木村	四三戸	二〇八人	男一〇五人	女一〇三人	伝右衛門	三	甚兵衛	七	喜兵衛	七	清右衛門	五	吉右衛門	三	彦兵衛	七	作六	六	作六	六

栗柄村	六三戸	二八八人	六	久左衛門	七右衛門	母	後家	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
栗柄村	六三戸	二八八人	六	久左衛門	七右衛門	母	後家	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

仁左衛門	四	理右衛門	五
庄右衛門	四	十左衛門	六
左衛門	五	左衛門	四
順	三	十郎	四
智	三	次郎	五
左十郎	四	右衛門	五
次郎	五	左兵衛	七
左	六	左衛門	七
兵	七	左衛門	七
衛	七	久左衛門	五
門	五	久左衛門	五
教右衛門	五	弥次右衛門	七
半右衛門	六	右衛門	七
三郎介	三	右衛門	七
伝兵衛	四	右衛門	七
市右衛門	四	右衛門	七

利兵衛	孫左衛門	与左衛門	五
彦右衛門	孫次郎	次郎	四
太郎兵衛	太郎兵衛	与次兵衛	六
佐右衛門	佐右衛門	三	四
二	二	满	二
七左衛門	七左衛門	五	五
又助郎	又助郎	茂左衛門	四
才兵衛	甚右衛門	五	五
四郎兵衛	四郎兵衛	四	四
左次右衛門	左次右衛門	七	五
次右衛門	次右衛門	五	七

後谷村	三九戸	一五五人
	男八〇人	女七五人
横目	庄屋	善兵衛
	庄	兵衛
	彦	四
	彦	三良
	彦	太良
	三郎	二郎
	市左衛門	四
	庄	次郎
	彦	次郎
	李右衛門	三
次兵衛	二	

太右衛門	五	又	五郎	三
次右衛門	三	市郎兵衛	四	
兵藏	四	彦四郎	五	
彦後家	五	彦次郎	三	
彦惣後	三	七右衛門	四	
利右衛門	四	五郎兵衛門	四	
五郎兵衛	四			

勘	勘	与	忠	猪	忠	兵	兵	源	長	半	与
は	は	八	左	兵	兵	衛	衛	之	右	左	左
四	四	九	衛	衛	衛	五	助	衛	衛	衛	衛
郎	郎	郎	門	門	門	六	三	門	門	門	門
五	五	二	二	二	二	七	七	六	六	五	五
五	曾	喜	新	清	才	次	清	源	六	利	く
兵	兵	左	九	九	九	郎	介	左	右	右	る
衛	衛	衛	郎	郎	郎	四	四	衛	衛	衛	二
八	四	四	四	四	四			門	門	門	

甚右衛門	三	加兵衛	二
六兵衛	六	喜兵衛	四
半四郎	七	太郎右衛門	六
小三郎奉公入房	三	八内後家	四
岩左衛門	四	与兵衛	二
半三郎母	二	儀兵衛	三
与左衛門	六	伝吉	四
岩藏	三	助三	三
仁右衛門	七	大郎兵衛	四
九之助	四	彦左衛門	八
四九戸	二三五人	甚兵衛	四
水谷村		ま満一	八
男一二二人	女一二三人	左近太郎	六
庄屋	平兵衛	次郎介	六
横目	久右衛門		
糺頭			

七左衛門	仁左衛門	又三郎	孫兵衛	十左衛門	源右衛門	五郎左衛門	七右衛門	曾十郎	長左衛門	仁平衛門	源右衛門	宇兵衛	玄入	市左衛門	茂作	左兵衛
四	五	三	三	五	二	五	二	四	五	三	三	四	五	六	四	四

惣長太郎	六右衛門	三右衛門	久左衛門	孫左衛門	喜左衛門	又左衛門	三郎兵衛	喜左衛門	宮内太郎	道祐	道順	權三郎	九内次郎	六	九	内
二	三	五	六	六	三	三	三	三	五	五	七	五	六	六	九	内

彦六兵衛	次左衛門	喜左衛門	彦太郎	山三郎	庄三郎	庄左衛門	源四郎	次平	彦太郎	彦次郎	彦次郎	藤三郎	六左衛門	作左衛門	横目	庄屋
六	四	三	六	六	五	二	二	四	五	二	四	三	六	八	三	三

勘四郎	孫十郎	孫介後家	作兵衛	彦良	次兵衛	甚兵衛	伝兵衛	助左衛門	半左衛門	教秀	彦三良	源三良	六	彦二郎	吉左衛門	久太夫
三	五	二	二	四	四	六	六	六	六	四	四	三	七	五	五	四

小助	小次郎	助三郎	三郎	四	小	助	善左衛門	善左衛門	三郎	次郎	彦十郎	彦十郎	五	助	兵衛	兵衛	
彦	彦四郎	彦四郎	市	五	彦	彦四郎	市	五	五	三郎	三郎	三郎	五	四	利	兵衛	兵衛
次郎	次郎	次郎	市	四	次郎	次郎	市	五	五	三郎	三郎	三郎	四	三	利	兵衛	兵衛
郎	郎	郎	利	四	郎	郎	利	五	五	三郎	三郎	三郎	五	三	左	左衛門	左衛門
四	四	四	右	五	四	四	右	五	五	三郎	三郎	三郎	六	五	近	近	近

孫兵衛																	
兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵
三郎																	
太郎																	
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五

桃原村																	
四	七	户	四	七	户	四	七	户	四	七	户	四	七	户	四	七	户
七	八	一	八	一	八	一	八	一	八	一	八	一	八	一	八	一	八
八	七	戶	八	七	戶	八	七	戶	八	七	戶	八	七	戶	八	七	戶
七	六	人	六	五	人	五	四	人	五	三	人	四	人	三	人	三	人

彦	彦	彦	彦	彦	彦	彦	彦	彦	彦	彦	彦	彦	彦	彦	彦	彦	彦
三郎																	
太郎																	
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五

徳左右衛門	又兵衛	太兵衛	久右衛門	左志太郎	市	八兵衛	平兵衛	佐近次郎	次郎太郎	次郎作	山	佐右衛門	佐治兵衛
五	四	七	三	五	四	五	四	四	六	四	五	四	七

刑部治郎	平五郎	九左衛門	西形部	宮内太郎	九右衛門	又仁兵衛	治近三郎	伝右衛門	助右衛門	庄次太郎	西さい	吉兵衛	吉権
四	七	六	五	六	二	八	六	四	六	五	一	六	二

長三郎	介太郎	形部	惣左衛門	介左衛門	一郎作	平太郎	三郎右衛門	二郎右衛門	彦右衛門	介四郎	彦太夫	彦介	彦次郎
四	二	四	五	六	四	六	三	一	八	五	七	一	七

形部	介太郎	長右衛門	左馬太郎	藤兵衛	彦兵衛	彦之丞	作右衛門	庄右衛門	庄太夫	庄治五郎	宮内二郎	德右衛門	基兵衛
五	五	六	六	六	六	五	一	七	二	二	七	八	二

利左衛門	九郎右衛門	九郎兵衛	六兵衛	八兵衛	庄屋	横目	組頭	三郎	半三郎	三郎	甚三郎	介三郎	彦三十郎	彦三郎	宮内太郎
四	五	三	三	三	六	七	七	四	七	四	三	七	六	四	四

後家	八郎右衛門	八郎右衛門	助右之門	助右之門	茂作	左近右衛門	次郎左衛門	次郎左衛門	岩之介	次郎介	次郎介	次郎介	次郎介	次郎介	作
二	二	二	四	四	五	八	五	五	三	三	三	三	三	三	五

河内村	八七戸	四三〇人	彦右衛門												
男二〇五人	女二二五人		刑部三郎												

左近次郎	近六郎														
四	四	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

	組頭	横目	庄屋	入谷村
太郎	助右衛門	平次郎	市兵衛	四三戸 男八九人 女九一人
	平	平	平	
	四	四	三	
	二	四	四	

又四郎	介次郎	清右衛門	庄兵衛	長三郎	惣兵衛	太郎	勘兵衛	徳治郎	太郎	徳治郎	太郎	作四

太郎	次郎	太郎	庄次郎	庄九郎	彦四郎	右近三郎	惣左衛門	源左衛門	長三郎	伝四郎	平左近	由右衛門	佐兵衛	文右衛門

次郎	太郎	庄次郎	平六	六	次郎	又次郎	半左衛門	次右衛門	太郎	左次衛門	次右衛門	太郎	九門二郎	平五郎	又兵衛	平太郎

甲頭倉村	又右衛門	七
	三九戸	
	男一二二人	女九五人
	二〇七人	

孫十郎	九郎右衛門	二

落合村	形郎二郎	家四

孫三郎	次右衛門	五

三郎次郎	長左衛門	七兵衛	喜左衛門	甚太郎	太郎介	太郎	三郎大夫	二郎吉	彦次郎	万五郎	彦四郎	甚三郎	彦六郎	四郎	五郎	武兵衛	庄兵衛	佐太郎	平右衛門	五兵衛	市右衛門	八兵衛	庄介	平三郎	平四	仁兵衛	孫左衛門	庄次右衛門	喜右衛門	平四郎	作兵衛	右衛門	治右衛門	右衛門	四郎	
四郎	三郎	三郎	三郎	三郎	三郎	三郎	三郎	三郎	三郎	三郎	三郎	三郎	三郎	三郎	三郎	三郎	三郎	三郎	三郎	三郎	三郎	三郎	三郎	三郎	三郎	三郎	三郎	三郎	三郎	三郎	三郎	三郎	三郎	三郎		
新介	庄右衛門	惣次郎	次郎太郎	佐次右衛門	徳左衛門	曾平	吉左衛門	治左衛門	重左衛門	左近太郎	五郎	五郎	五郎	五郎	五郎	五郎	五郎	五郎	五郎	五郎	五郎	五郎	五郎	五郎	五郎	五郎	五郎	五郎	五郎	五郎	五郎	五郎	五郎			
兵右衛門	九郎九郎	九郎	九郎	九郎	九郎	九郎	九郎	九郎	九郎	九郎	九郎	九郎	九郎	九郎	九郎	九郎	九郎	九郎	九郎	九郎	九郎	九郎	九郎	九郎	九郎	九郎	九郎	九郎	九郎	九郎	九郎	九郎	九郎	九郎		
八	三	四	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

今畠村	一四戸	六九人	男三六人	女三三人	左近三郎	六	左近右衛門	九二戸	四二一人	男一九六人	女三三五人	利兵衛	三郎	五	左近右衛門	九一戸	四二人	男一九六人	女三三五人	利兵衛	三郎	五	左近右衛門	九三戸	四三一人	男一九六人	女三三五人	利兵衛	三郎	五	左近右衛門	九四戸	四四一人	男一九六人	女三三五人	利兵衛	三郎	五
庄屋	横目久左衛門	五	組頭次郎左衛門	六	横目九郎左衛門	四	横目久左衛門	五	組頭次郎左衛門	六	横目九郎右衛門	六	横目久左衛門	五	組頭次郎右衛門	六	横目九郎右衛門	六	組頭次郎右衛門	六	横目九郎左衛門	六	横目九郎左衛門	六	組頭次郎左衛門	六	横目九郎左衛門	六	組頭次郎右衛門	六	横目九郎右衛門	六	組頭次郎右衛門	六				
杉村	一四戸	七九人	男三九人	女四〇人	横目平助	六	横目平助	七	横目平助	六	横目平助	七	横目平助	六	横目平助	七	横目平助	六	横目平助	七	横目平助	六	横目平助	六	横目平助	六	横目平助	六	横目平助	六	横目平助	六						
庄屋	横目伝四郎	七	横目伝四郎	七	横目伝四郎	七	横目伝四郎	七	横目伝四郎	七	横目伝四郎	七	横目伝四郎	七	横目伝四郎	七	横目伝四郎	七	横目伝四郎	七	横目伝四郎	七	横目伝四郎	七	横目伝四郎	七	横目伝四郎	七	横目伝四郎	七	横目伝四郎	七	横目伝四郎	七				
太右衛門	惣兵衛	五	助兵衛	五	助兵衛	六	惣兵衛	五	助兵衛	六	惣兵衛	五	助兵衛	六	惣兵衛	五	助兵衛	六	惣兵衛	五	助兵衛	六	惣兵衛	五	助兵衛	六	惣兵衛	五	助兵衛	六	惣兵衛	五						
与三郎	總三郎	五	總三郎	五	總三郎	六	總三郎	五	總三郎	六	總三郎	五	總三郎	六	總三郎	五	總三郎	六	總三郎	五	總三郎	六	總三郎	五	總三郎	六	總三郎	五	總三郎	六	總三郎	五						
保月村	左近三郎	六	左近三郎	六	左近三郎	九	左近三郎	六	左近三郎	九	左近三郎	六	左近三郎	九	左近三郎	六	左近三郎	九	左近三郎	六	左近三郎	九	左近三郎	六	左近三郎	九	左近三郎	六	左近三郎	九	左近三郎	六						
庄屋	横目瀬兵衛	四	横目瀬兵衛	四	横目瀬兵衛	四	横目瀬兵衛	四	横目瀬兵衛	四	横目瀬兵衛	四	横目瀬兵衛	四	横目瀬兵衛	四	横目瀬兵衛	四	横目瀬兵衛	四	横目瀬兵衛	四	横目瀬兵衛	四	横目瀬兵衛	四	横目瀬兵衛	四	横目瀬兵衛	四	横目瀬兵衛	四						
惣兵衛	形部四郎	六	形部四郎	六	形部四郎	六	形部四郎	六	形部四郎	六	形部四郎	六	形部四郎	六	形部四郎	六	形部四郎	六	形部四郎	六	形部四郎	六	形部四郎	六	形部四郎	六	形部四郎	六	形部四郎	六	形部四郎	六						
孫右衛門	仁兵衛	六	仁兵衛	四	仁兵衛	四	仁兵衛	四	仁兵衛	四	仁兵衛	四	仁兵衛	四	仁兵衛	四	仁兵衛	四	仁兵衛	四	仁兵衛	四	仁兵衛	四	仁兵衛	四	仁兵衛	四	仁兵衛	四	仁兵衛	四						
仁左衛門	太郎太郎	四	太郎太郎	四	太郎太郎	四	太郎太郎	四	太郎太郎	四	太郎太郎	四	太郎太郎	四	太郎太郎	四	太郎太郎	四	太郎太郎	四	太郎太郎	四	太郎太郎	四	太郎太郎	四	太郎太郎	四	太郎太郎	四	太郎太郎	四						
勘三郎	後家	五	後家	五	後家	五	後家	五	後家	五	後家	五	後家	五	後家	五	後家	五	後家	五	後家	五	後家	五	後家	五	後家	五	後家	五	後家	五						
三之介	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一					
利兵衛	三郎	六	三郎	六	三郎	六	三郎	六	三郎	六	三郎	六	三郎	六	三郎	六	三郎	六	三郎	六	三郎	六	三郎	六	三郎	六	三郎	六	三郎	六	三郎	六						
清三郎	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五					

		与次兵衛			
左近次郎	茂く	平兵衛	久五郎	善右衛門	左近右衛門
作	介り	後家	五郎	後家	五郎
四	四	三	五	三	五
五	五	三	五	三	五
四	四	二	五	二	五
五	五	二	五	三	五

		仁右衛門			
左武五郎	左近右衛門	右三郎	惣吉	久刑	作右衛門
五郎	五郎	六	七	八	六
六	六	六	七	八	六
五	五	五	六	六	五
六	六	六	七	七	六

		南後谷村			
助次郎	庄兵衛	四方太郎	伝助	九兵衛	四方三郎
兵衛	後家	三郎	二	三郎	三郎
四	一	四	二	四	三
五	二	四	三	五	四
四	二	四	三	四	三
五	一	五	二	五	四

		彦兵衛			
彦左衛門	權兵衛	たま	喜助	久五郎	八兵衛
	後家	一	二	四	三

		大君ヶ畠村			
庄屋	与	八	一	道	休
組頭	横日	吉兵衛	五	太郎左衛門	六
中	吉郎兵衛	五	藤右衛門	四	
次郎	次郎	介四	久次郎	三	
四郎	四郎	三郎	長藏	後家	
久	久	三郎	久	次郎	
三郎	三郎	五	次郎	二	
刑部	刑部	三郎	太郎	兵衛	
久右衛門	久右衛門	四	右衛門	四	
四方太郎	四方太郎	三	由右衛門	五	
権	権	三郎	太左衛門	四	
川久保姥	川久保姥	三	太右衛門	四	
平次郎	平次郎	三	左近右衛門	四	
茂介	茂介	後家	太郎	兵衛	
淨園	淨園	七	兵衛	四	
			長兵衛	五	
			長左衛門	六	
			六左衛門	五	
			次郎左衛門	三	
			甚四郎	四	
			次郎	後家	
			甚九郎	四	
			次郎	作五	
			佐右衛門	一	
			太郎右衛門	三	
			吉左衛門	四	
			云三郎	五	
			云三郎	五	
			了西四	一	
			与作五		
			了西四		
			了西四		

		与十郎後家			
左介	左介	後家	介太郎	後家	三
善兵衛	善兵衛	五	太郎	後家	三
与十郎	与十郎	五	吉左衛門	四	
八藏	八藏	後家	喜太郎	後家	三
後家	後家	二	後家	四	
六右衛門	六右衛門	四	小太郎	後家	三
四	四		吉左衛門	四	
次郎	次郎	七	教心	三	
三郎	三郎	七	喜太郎	後家	三
四	四		次郎	作五	
新五郎	新五郎	三	佐右衛門	一	
三郎	三郎	三	太郎右衛門	三	
七	七		吉左衛門	三	
惣右衛門	惣右衛門	七	云三郎	五	
七	七		云三郎	五	
喜太郎	喜太郎	四	了西四		
後家	後家		了西四		
三	三		了西四		

		彦又兵衛			
久	久	又	仁	仁	五
又	又	兵衛	新	新	五
兵衛	兵衛	四	五郎	五郎	三
作	作	一	三	三	三
市兵衛	市兵衛		三郎	三郎	
助	助		三郎	三郎	
吉左衛門	吉左衛門		一	一	
長左衛門	長左衛門				
久五郎	久五郎				
八兵衛	八兵衛				
三	三				
六	六				
六	六				

万	与次兵藏	矢	太郎	八	庄	作	喜	次	又作	久	惣	市	四	半	庄	庄	八	
三四	五	五	五	二	四	三	五	二		四	三	七	四	五	五	五		

久	兵衛	左	五兵衛門	教	勘	左	善	吉	吉	左衛門	長	兵	孫	次	長	長	惣	太	六
三	三	八	四	三	四	四	二	六	二	五	六	五	四	三	四	三	七		

た	又	庄	横目	組頭	霜ヶ原村	三八戸	男七二人	女七一人	小三郎	小太郎	六	吉	十八	左	三	次	兵	衛	四
									後家	後家	太	兵	兵	兵	左	左衛門	衛門	四	
										五	衛	衛	衛	內	次	四			
										四	三	三	三	二					
二	六	五	三																

与	銀	五	半	長															
五	三	三	二	五															

佐目村
一〇七戸 四〇五人
男二〇三人 女二〇一人

横目	庄屋	喜	喜	作	六														
六	長	与	喜	喜	喜	作	作	作	久	久	久	久	久	久	久	久	久	久	
三	五	佐	岩	岩	岩	岩	岩	岩	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	

方	佐	与	岩	岩	岩	岩	岩	岩	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
五	三	佐	助	助	助	助	助	助	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

吉	加	源	善	長	大	久	三	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
三	五	兵	衛	四	仁	吉	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四

彦	八	淨	助	彦	きく	万介	市	久	六	六	右祖	了	四方	次郎	西	五	六	六
五	三	左衛門	門	内	後	母	一	藏	三	三	四	四	四	四	四	四	四	四

	組頭	横目	庄屋	大杉村
作喜	太兵	伝兵	助右衛門	四五戸 一八五人 男二〇人 女八四人
二作	十兵	兵衛	次郎衛門	九右衛門
三藏	藏衛	作兵	門介	半三郎
四四	五二	七七	喜太郎	長右衛門
五六	七八	四五	喜太郎	太郎
七三	四六	六六	喜太郎	半三郎
八四	五七	七七	喜太郎	次郎衛門

	加七	新兵衛門	五江門	五兵衛門	五兵衛門	作右衛門	江太郎	作治郎	藤安	利右衛門	庄太郎	又兵衛門	半左衛門	庄兵衛	太郎	利右衛門
五	三	二	五	五	五	三	二	三	二	二	七	八	四	五	四	五
五	三	二	五	五	五	三	二	三	二	二	八	九	四	五	三	四
五	三	二	五	五	五	三	二	三	二	二	七	八	四	五	三	四

	組頭	横目	庄屋	樺田村
長兵衛	作右衛門	吉右衛門	太郎吉	佐右衛門
五三	三四	四七	六六	八八
五	三	四	六	八
三	二	五	七	八
二	一	一	一	一

	喜太郎	三太郎	三五	後家	後家	きく家	後家	後家	勘兵衛	四郎
三	二	一	五	四	五	三	二	一	四	三
二	一	四	八	五	六	五	四	三	三	二
一	四	八	五	五	六	五	四	三	三	二

き	忠右衛門	久助	清九郎	助久四郎	勘三郎	法三郎	傳仁四郎	勝四郎	宗五郎	久太郎
く	く	く	く	く	く	く	く	く	く	く
一	四	三	四	三	三	三	四	五	二	後
四	六	五	四	三	五	六	四	四	二	家
五	五	四	四	三	五	六	三	三	二	藏

源三郎	茂兵衛	權左衛門	源太郎	西心	善八	又兵衛	門右衛門	又兵衛
後家	兵衛	左衛門	太郎	心	八	衛	四衛門	四衛
三	三	三	五	八	五	四	四	四
一	一	一	五	四	四	三	三	三
三	三	三	五	五	五	四	四	四

甚九郎	与九郎	後家	佐右衛門	三五	久太郎	久二郎	喜太郎	久二郎	久二郎	樺曾孫
八	八	家	右衛門	五	二郎	三郎	二郎	二郎	二郎	次郎孫
七	七	二	左衛門	二	五	五	五	三	三	次郎作
四	四	二	兵衛	二	三	五	三	二	三	兵衛
三	三	一	衛門	一	二	三	二	一	一	八

久五郎	小平三郎	權三郎	左八郎	伝三郎	長七郎	勘右衛門	喜平	長兵衛	與三右衛門
三	三	三	三	三	七	七	二	九	二
三	三	三	三	三	四	四	二	八	二
一	一	一	二	一	一	一	一	一	一
四	三	六	二	二	五	五	五	五	五

長 介 四	仁 右 衛 門	三 右 衛 門	權 長 介 五	長 九 郎	喜 三 郎	吉 右 衛 門	嘉 右 衛 門	次 右 衛 門	喜 太 郎	仁 利 兵	新 兵	善 右 衛 門	十 作 後 家	文 右 衛 門	太 郎	左 兵	孫 次 郎	重 右 衛 門	喜 太 郎	傳 介 四
-------------	------------------	------------------	------------------	-------------	-------------	------------------	------------------	------------------	-------------	-------------	--------	------------------	------------------	------------------	--------	--------	-------------	------------------	-------------	-------------

五 介 二	嘉 右 衛 門	喜 太 郎	次 右 衛 門	仁 利 兵	新 兵	善 右 衛 門	十 作 後 家	文 右 衛 門	太 郎	左 兵	孫 次 郎	重 右 衛 門	喜 太 郎	傳 介 四
-------------	------------------	-------------	------------------	-------------	--------	------------------	------------------	------------------	--------	--------	-------------	------------------	-------------	-------------

横目 庄屋 藤瀬村	作 兵 衛 七	兵 衛 九	兵 衛 五	兵 衛 七	兵 衛 四	兵 衛 三	兵 衛 三	兵 衛 三	兵 衛 四	兵 衛 四	兵 衛 三	兵 衛 三	兵 衛 三	作 兵 衛 八
-----------------	------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------------

組頭 藤右衛門 八	松 左 衛 門	松 右 衛 門	利 左 衛 門	四 郎 右 衛 門	利 右 衛 門	松 石 二	善 兵 衛	善 兵 衛	次 右 衛 門	次 右 衛 門	市 三 郎	太 郎	太 郎	太 郎	太 郎	太 郎	吉 三 郎	吉 三 郎
-----------------	------------------	------------------	------------------	-----------------------	------------------	-------------	-------------	-------------	------------------	------------------	-------------	--------	--------	--------	--------	--------	-------------	-------------

川相村	九 戸	三 六 七 人	又 十 郎	後 家	權 三 郎	清 介	權 三 郎	清 介	權 三 郎	清 介	權 三 郎	次 郎	次 郎	次 郎	次 郎	喜 太 郎	喜 太 郎	喜 太 郎
-----	--------	------------------	-------------	--------	-------------	--------	-------------	--------	-------------	--------	-------------	--------	--------	--------	--------	-------------	-------------	-------------

庄屋 善左衛門	九 戸	三 六 七 人	男 一 八 三 人	女 一 八 四 人	横目	忠 左 衛 門	忠 左 衛 門	忠 左 衛 門	忠 左 衛 門	忠 左 衛 門	忠 左 衛 門	勘 十 郎	勘 十 郎	勘 十 郎	勘 十 郎	勘 右 衛 門	勘 右 衛 門	勘 右 衛 門
------------	--------	------------------	-----------------------	-----------------------	----	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------------	------------------	------------------

組頭 太 兵 衛 二	太 兵 衛 四	太 兵 衛 五																
------------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

組頭 藤右衛門 八	松 左 衛 門	松 右 衛 門	吉 右 衛 門																
-----------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

半	佐	長	左	兵	右	衛	門	次	右	衛	門
三	郎	七	兵	衛	四	衛	四	右	衛	門	九
郎	助	四	衛	四	七	門	次	太	郎	母	二
門	左	衛	四	衛	二	次	右	衛	門	九	
右	衛	門	四	衛	二	右	衛	門	小	右	
衛	衛	門	四	衛	二	衛	衛	衛	右	衛	
衛	衛	門	四	衛	二	衛	衛	衛	衛	衛	

久	久	次	久	次	曾	ま	市	勘	藤	十	市	長	増	右	衛	門		
五	兵	郎	介	後	家	吉	右	兵	兵	兵	兵	兵	右	衛	門	左	衛	門
郎	衛	作	家	吉	介	五	衛	衛	衛	衛	衛	衛	衛	門	右	衛	門	
四	三	二	二	二	二	五	六	三	五	二	二	二	八		兵	衛	四	
組頭	横日	忠左衛門	庄屋	善兵衛	孫兵衛	後家	市	右	兵	衛	作	五	玄	太	郎	久	茂	左
組頭	忠左衛門	庄屋	善兵衛	孫兵衛	後家	市	右	兵	衛	衛	作	五	五	兵	衛	三	兵	衛
組頭	忠左衛門	庄屋	善兵衛	孫兵衛	後家	市	右	兵	衛	衛	作	五	五	兵	衛	三	兵	衛

横日	忠左衛門	庄屋	善兵衛	孫兵衛	後家	市	勘	藤	十	市	長	増	右	衛	門
組頭	忠左衛門	庄屋	善兵衛	孫兵衛	後家	市	右	兵	衛	衛	衛	衛	右	衛	門
組頭	忠左衛門	庄屋	善兵衛	孫兵衛	後家	市	右	兵	衛	衛	衛	衛	右	衛	門
組頭	忠左衛門	庄屋	善兵衛	孫兵衛	後家	市	右	兵	衛	衛	衛	衛	右	衛	門
組頭	忠左衛門	庄屋	善兵衛	孫兵衛	後家	市	右	兵	衛	衛	衛	衛	右	衛	門
組頭	忠左衛門	庄屋	善兵衛	孫兵衛	後家	市	右	兵	衛	衛	衛	衛	右	衛	門

久	新	忠	兵	助	兵	衛	四	ま	後	權	佐	伝	作	茂	小	右	兵	忠
兵	兵	兵	衛	兵	兵	衛	三	後	良衛	兵	後	家	兵	左	右	衛	兵	三
衛	衛	衛	門	衛	衛	門	六	家	兵	佐	後	家	衛	門	衛	門	兵	郎
衛	衛	衛	門	衛	衛	門	六	一	一	一	一	五	四	二	二	兵	衛	郎
衛	衛	衛	門	衛	衛	門	六	一	一	一	一	五	四	二	二	兵	衛	郎
衛	衛	衛	門	衛	衛	門	六	一	一	一	一	五	四	二	二	兵	衛	郎

喜	太	郎	三	庄	次	左	衛	門	又	左	衛	門	喜	太	郎	甚	三	太	郎
兵	兵	衛	四	庄	兵	兵	衛	門	兵	兵	衛	門	兵	兵	衛	三	郎	母	二
衛	衛	門	四	衛	衛	衛	門	衛	衛	衛	衛	門	衛	衛	衛	六	右	衛	門
衛	衛	門	四	衛	衛	衛	門	衛	衛	衛	衛	門	衛	衛	衛	九	右	衛	門
衛	衛	門	四	衛	衛	衛	門	衛	衛	衛	衛	門	衛	衛	衛	九	右	衛	門
衛	衛	門	四	衛	衛	衛	門	衛	衛	衛	衛	門	衛	衛	衛	九	右	衛	門

喜	太	郎	三	庄	次	長	左	衛	門	又	右	衛	門	喜	太	郎	源	太	郎	七
兵	兵	衛	四	庄	兵	兵	衛	門	兵	兵	衛	門	兵	兵	衛	三	平	次	八	四
衛	衛	門	四	衛	衛	衛	門	衛	衛	衛	衛	門	衛	衛	衛	九	右	衛	門	
衛	衛	門	四	衛	衛	衛	門	衛	衛	衛	衛	門	衛	衛	衛	九	右	衛	門	
衛	衛	門	四	衛	衛	衛	門	衛	衛	衛	衛	門	衛	衛	衛	九	右	衛	門	
衛	衛	門	四	衛	衛	衛	門	衛	衛	衛	衛	門	衛	衛	衛	九	右	衛	門	

横日	横日	庄屋	庄屋	市	勘	藤	十	市	長	増	右	衛	門	七	右	衛	門	七	郎	衛
組頭	組頭	忠左衛門	忠左衛門	右	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	九	右	衛	門	九	郎	衛
組頭	組頭	忠左衛門	忠左衛門	右	衛	衛	衛	衛	衛	衛	衛	衛	衛	九	右	衛	門	九	郎	衛
組頭	組頭	忠左衛門	忠左衛門	右	衛	衛	衛	衛	衛	衛	衛	衛	衛	九	右	衛	門	九	郎	衛
組頭	組頭	忠左衛門	忠左衛門	右	衛	衛	衛	衛	衛	衛	衛	衛	衛	九	右	衛	門	九	郎	衛
組頭	組頭	忠左衛門	忠左衛門	右	衛	衛	衛	衛	衛	衛	衛	衛	衛	九	右	衛	門	九	郎	衛

由	由	兵	兵	勘	勘	右	右	茂	茂	右	右	衛	衛	六	左	右	右	右	右	右
兵	兵	衛	衛	兵	兵	衛	衛	衛	衛	衛	衛	衛	衛	六	右	衛	衛	衛	衛	衛
衛	衛	門	門	衛	衛	衛	門	衛	衛	衛	衛	衛	衛	六	右	衛	衛	衛	衛	衛
衛	衛	門	門	衛	衛	衛	門	衛	衛	衛	衛	衛	衛	六	右	衛	衛	衛	衛	衛
衛	衛	門	門	衛	衛	衛	門	衛	衛	衛	衛	衛	衛	六	右	衛	衛	衛	衛	衛
衛	衛	門	門	衛	衛	衛	門	衛	衛	衛	衛	衛	衛	六	右	衛	衛	衛	衛	衛

それは、昭和五年の人口構成図表から昭和三〇（一九五五）年（一九八五）の表6-1-8および表7-7でみると、出生率の低下および医療技術の進歩、制度、施設・設備の整備、また、生活環境の改善などにより高齢化が急速に進んでいる状況を知ることができる。それは、昭和五年の人口構成図表から昭和三〇（一九五五）年（一九八五）の表6-1-8および表7-7でみると、出生率の低下および医療技術の進歩、制度、施設・設備の整備、また、生活環境の改善などにより高齢化が急速に進んでいる状況を知ることができる。

国〇歳と五〇歳の間に二つの節がある。すなわち、四〇歳代と一五歳代の二つの團塊である。これは第二次大戦の直後の出生率の急激な増加と、第二にはその第一團塊族の第二世である。これは日本社会の

9 人口の推移を見る

町史下巻六現代4多賀町の人口構成の末尾（四一五ページ）に、年齢段階別人口分布の検討は別巻で記述するので、これを受けて記述することとする。

年齢別人口 本町第二次合併の昭和三〇年以降の年とその構成 年齢階別、男女別の人口推移を表6-

7でみることができ（国勢調査資料による）。子供の出生率の低下および医療技術の進歩、制度、施設・設備の整備、また、生活環境の改善などにより高齢化が急速に進んでいる状況を知ることができる。

すなわち、昭和五年の人口構成図表（表8-1）は底辺が大きく年齢が進むにしたがって減少している。こ

れに対して、昭和六〇年の人口構成表を見ると、次のような顕著な特徴を示している。

- 〔一〕 高齢化が進んで頂点が一〇〇歳代まで伸びたこと。
- 〔二〕 出生率が低下して四〇歳と四五歳代までくらいうる構成率にあまり変化がない。また、最近は乳・幼児、児童の出生率および死亡率が低下して、非ビラミッド型の特色を示している。
- 〔三〕 六〇歳代くらいからビラミッド型を示している。この間は高齢化とともに漸減の状態であることを示している。
- 〔四〕 高齢段階に入ると、男子より女子の高齢化が明確に現れている。

小兵衛	三
太郎左衛門	六
八兵衛	八
長太郎	三
九郎右衛門	三
禪門徹心	四
禪門正泉	二
妙助見一	一
後家	二
久次郎	二
甚四郎	一

一文寄進（元禄8年 1695）集計

村名	戸数	人口	村名	戸数	人口	村名	戸数	人口
猿荻村	46	215	後谷村	39	155	霜ヶ原村	38	143
多賀村	174	749	屏風村	25	116	小原村	30	132
大尼子村	38	196	桃原村	87	366	大杉村	45	185
延満寺村	233	1,017	向之倉村	29	142	樋田村	10	51
四手村	61	268	河内村	87	430	萱原村	56	225
八重練村	61	264	甲頭倉村	39	207	仏ヶ後村	30	125
大岡村	41	187	落合村	27	125	一ノ瀬村	60	246
土田村	187	789	入谷村	43	180	川相村	93	367
久徳村	120	525	今畑村	14	69	藤瀬村	58	270
一円村	52	229	杉村	14	79	富之尾村	64	280
月之木村	43	208	保月村	91	421	船崎村	19	71
栗柄村	63	288	大君ヶ畠村	94	371			
中川原村	55	280	南後谷村	36	137			
水谷村	49	225	佐目村	107	405	総計	2,458	10,738

ただし、戸数・人口は修正したもの。

変動をそのままに示した現象と考えられる。

(参照)。

内 昭和三〇年から六〇年(一九五五～一九八五)に至る変化の過程を詳しく把握するためには、表6・7を検討しなければならない。すなわち、この間に

おいて前記した(1)の顕著な特徴が日本の国内状況・経済復興および生活環境の変化とともに推移したことなどを明らかにしていく。

次に平成二年(一九九〇)の人口構成図(表8-4)を本町と全国とを比較してみることにする。

(1) 一五歳と五〇歳代は男女共に全国の方が多い。これは働き盛りの年齢段階の男女が本町の場合少ない。すなわち、働く職場の少ないことを示している。農林業中心の時代であるとすれば、本町の場合、町内が即職場になるが、産業構造の変化による第二次、第三次産業の比率の上昇と共に伴う若者の転出の増加により、町内の若者が減少していることを示している(下巻四一三と四一四ページ産業別人口分布

表6-2 多賀町年齢段階別
男女別人口

区分	昭和35年		
	男	女	計
歳 0—4	437	400	837
5—9	550	532	1,082
10—14	608	542	1,150
15—19	451	361	812
20—24	343	345	688
25—29	421	362	783
30—34	429	391	820
35—39	302	412	714
40—44	310	325	635
45—49	292	323	615
50—54	269	290	559
55—59	242	258	500
60—64	201	219	419
65—69	145	169	314
70—74	109	178	287
75—79	82	116	198
80—84	29	74	103
85—89	8	16	24
90—94	3	3	6
95—99	0	1	1
100~	0	0	0
総計	5,231	5,316	10,547
15歳以上計	3,636	3,842	7,478

表6-1 多賀町年齢段階別
男女別人口

区分	昭和30年		
	男	女	計
歳 0—4	538	518	1,056
5—9	610	537	1,147
10—14	583	541	1,124
15—19	405	383	788
20—24	380	387	767
25—29	403	413	816
30—34	290	411	701
35—39	293	334	627
40—44	279	339	618
45—49	282	298	580
50—54	244	274	518
55—59	224	243	467
60—64	170	198	368
65—69	150	208	358
70—74	120	160	280
75—79	65	121	186
80—84	22	43	65
85—89	4	15	19
90—94	0	3	3
95—99	1	0	1
100~	0	0	0
総計	5,063	5,426	10,489
15歳以上計	3,332	3,830	7,162

(2) 若者の減少傾向は幼児、児童の減少を必然的に現出するものである。

(3) しかし、六〇歳代以上にもなれば老後の安住の地を求めて本町に居住するものが全国に比して男女共に多くなっている。だから本町では高齢化社会の顕著な傾向を示すこととなる。

以上のような現況をふまえ、本町では工業団地の誘致あるいは農業の開拓、整備事業の推進による生産性の向上、および老人医療対策、福祉対策などを重点施策として努力しているところである。

表6-6 多賀町年齢段階別
男女別人口

区分	昭和55年		
	男	女	計
歳 0—4	314	320	634
5—9	404	346	750
10—14	352	317	669
15—19	299	300	599
20—24	262	279	541
25—29	334	324	658
30—34	378	319	697
35—39	294	278	572
40—44	273	291	564
45—49	313	281	594
50—54	319	348	667
55—59	251	348	599
60—64	237	276	513
65—69	198	247	445
70—74	155	206	361
75—79	106	135	241
80—84	50	70	120
85—89	15	28	43
90—94	6	8	14
95—99	1	1	2
100~	0	1	1
総計	4,561	4,723	9,284
15歳以上計	3,491	3,740	7,231

表6-5 多賀町年齢段階別
男女別人口

区分	昭和50年		
	男	女	計
歳 0—4	413	346	769
5—9	353	306	659
10—14	340	336	676
15—19	324	327	651
20—24	329	366	695
25—29	388	328	716
30—34	300	275	575
35—39	259	295	554
40—44	331	301	632
45—49	338	354	692
50—54	254	361	615
55—59	250	297	547
60—64	234	262	496
65—69	190	251	441
70—74	139	178	317
75—79	82	103	185
80—84	42	55	97
85—89	10	33	43
90—94	3	13	16
95—99	1	2	3
100~	0	0	0
年齢不詳	13	0	13
総計	4,593	4,789	9,382
15歳以上計	3,487	3,801	7,288

表6-4 多賀町年齢段階別
男女別人口

区分	昭和45年		
	男	女	計
歳 0—4	339	311	650
5—9	351	342	693
10—14	400	367	767
15—19	426	392	818
20—24	355	362	717
25—29	274	268	542
30—34	261	302	563
35—39	332	307	639
40—44	340	356	696
45—49	270	370	640
50—54	265	300	565
55—59	240	281	521
60—64	226	255	481
65—69	173	197	370
70—74	127	144	273
75—79	75	104	179
80—84	32	85	117
85—89	14	26	40
90—94	2	6	8
95—99	0	0	0
100~	0	0	0
総計	4,504	4,775	9,279
15歳以上計	3,414	3,755	7,169

表6-3 多賀町年齢段階別
男女別人口

区分	昭和40年		
	男	女	計
歳 0—4	379	371	750
5—9	423	394	817
10—14	540	513	1,053
15—19	462	408	870
20—24	300	314	614
25—29	321	329	650
30—34	362	324	686
35—39	381	388	769
40—44	287	396	683
45—49	282	320	602
50—54	256	286	542
55—59	244	277	521
60—64	217	227	444
65—69	175	188	363
70—74	105	137	242
75—79	69	140	209
80—84	41	65	106
85—89	6	27	33
90—94	2	4	6
95—99	0	0	0
100~	0	0	0
総計	4,852	5,108	9,960
15歳以上計	3,510	3,830	7,340

9 人口の推移を見る

一町史補遺

表7 年齢段階別・男女別人口(%)
(国勢調査資料から算出)

区分	全 国								多 賀 町					
	昭和5年		昭和30年		昭和60年		平成2年		昭和30年		昭和60年		平成2年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
歳														
0~4	7.05	6.93	5.29	5.06	3.15	3.00	2.69	2.56	5.13	4.94	3.12	3.36	2.51	2.64
5~9	6.07	5.98	6.31	6.06	3.61	3.44	3.09	2.94	5.82	5.12	3.40	3.52	3.14	3.34
10~14	5.33	5.22	5.39	5.26	4.25	4.04	3.54	3.36	5.56	5.16	4.41	3.71	3.49	3.74
15~19	5.15	5.00	4.86	4.80	3.80	3.62	4.14	3.95	3.86	3.65	3.49	3.14	4.09	3.71
20~24	4.37	4.21	4.70	4.71	3.44	3.33	3.61	3.50	3.62	3.69	2.56	3.14	3.19	3.00
25~29	3.85	3.65	4.23	4.29	3.26	3.20	3.30	3.30	3.84	3.94	2.77	2.82	2.48	2.62
30~34	3.37	3.16	3.13	3.72	3.77	3.71	3.18	3.12	2.76	3.92	3.45	3.40	2.59	2.73
35~39	2.88	2.68	2.60	3.13	4.46	4.41	3.66	3.62	2.79	3.18	4.02	3.47	3.31	3.50
40~44	2.62	2.48	2.60	2.94	3.76	3.79	4.33	4.29	2.66	3.23	3.08	2.90	4.10	3.46
45~49	2.37	2.36	2.39	2.50	3.38	3.43	3.63	3.67	2.69	2.84	2.81	3.11	3.06	2.94
50~54	2.19	2.20	2.16	2.15	3.24	3.31	3.23	3.31	2.33	2.61	3.22	3.00	2.89	3.08
55~59	1.68	1.75	1.80	1.79	2.82	2.97	3.06	3.19	2.14	2.32	3.23	3.60	3.06	3.03
60~64	1.27	1.40	1.37	1.42	1.97	2.50	2.62	2.84	1.62	1.89	2.57	3.58	3.20	3.57
65~69	0.90	1.05	1.03	1.17	1.47	1.99	1.78	2.35	1.43	1.98	2.32	2.78	2.33	3.40
70~74	0.63	0.81	0.67	0.89	1.24	1.70	1.26	1.83	1.14	1.53	1.87	2.41	1.99	2.70
75~79	0.35	0.51	0.38	0.60	0.84	1.22	0.97	1.47	0.62	1.15	1.26	1.90	1.47	2.20
80~84	0.18	0.33	0.15	0.27	0.45	0.74	0.55	0.93	0.21	0.41	0.59	1.17	0.74	1.44
85~89	•	•	0.04	0.08	0.17	0.33	0.22	0.45	0.04	0.14	0.27	0.43	0.27	0.61
90~94	•	•	0.01	0.02	0.04	0.09	0.06	0.14	0	0.03	0.04	0.09	0.09	0.14
95~99	•	•	0	0.01	0.01	0.01	0.02	0.01	0	0.01	0.01	•	0.02	
100~以上						0.00	0.002					•	•	

表6-8 多賀町年齢段階別
男女別人口
(平成2年国勢調査による)

区分	平成2年		
	男	女	計
歳			
0~4	229	241	470
5~9	287	305	592
10~14	319	342	661
15~19	374	339	713
20~24	291	274	565
25~29	227	239	466
30~34	237	249	486
35~39	311	320	631
40~44	375	316	691
45~49	280	269	549
50~54	264	281	545
55~59	280	377	557
60~64	292	326	618
65~69	213	311	524
70~74	182	247	429
75~79	134	201	335
80~84	68	132	200
85~89	25	56	81
90~94	8	13	21
95~99	0	2	2
100~	0	0	0
総計	4,396	4,740	9,136
15歳以上計	3,561	3,852	7,413

表6-7 多賀町年齢段階別
男女別人口

区分	昭和60年		
	男	女	計
歳			
0~4	292	312	604
5~9	318	329	647
10~14	412	347	759
15~19	326	294	620
20~24	239	294	533
25~29	259	264	523
30~34	323	318	641
35~39	376	325	701
40~44	288	271	559
45~49	263	291	554
50~54	301	281	582
55~59	302	337	639
60~64	240	335	575
65~69	217	260	477
70~74	175	225	400
75~79	118	178	296
80~84	55	109	164
85~89	25	40	65
90~94	4	8	12
95~99	1	1	2
100~	0	0	0
総計	4,534	4,819	9,353
15歳以上計	3,512	3,813	7,343

9 人口の推移を見る

一 町史 捕遺

表8-2 昭和30年(1955)多賀町および全国人口構成図表
(昭和30年10月1日国勢調査)

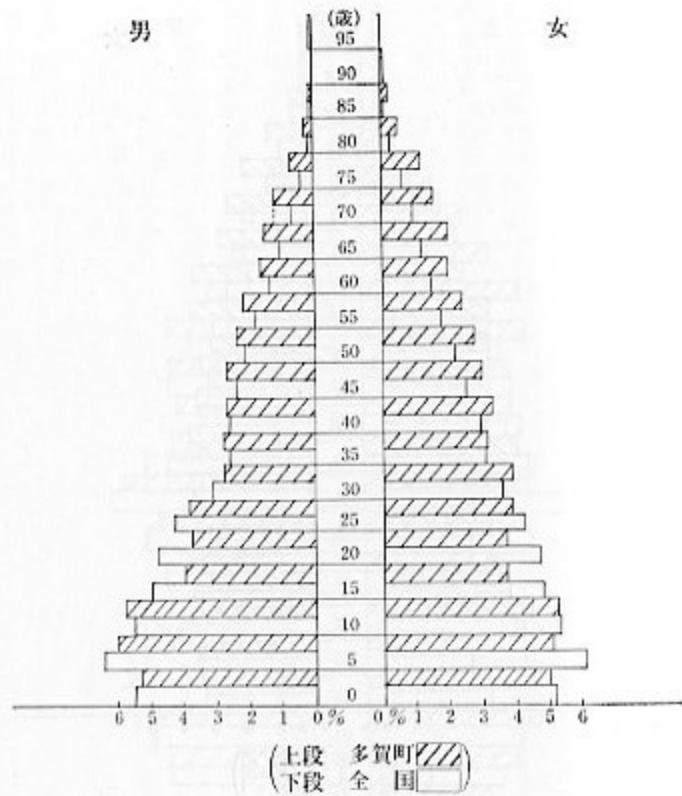
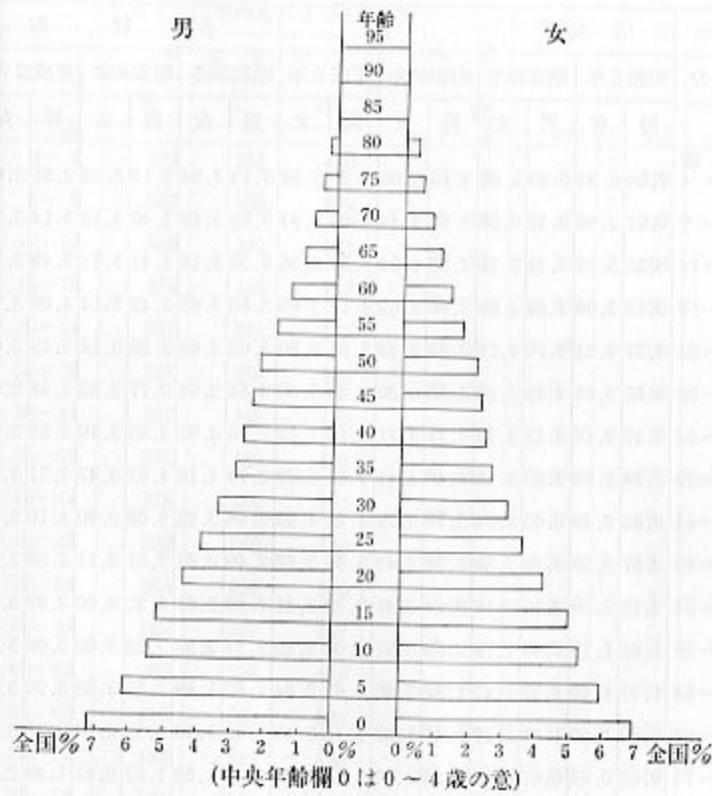


表8-1 昭和5年(1930)年齢階別・男女別人口(%)構成図表
(全国統計)



9 人口の推移を見る

表8-4 平成2年(1990)多賀町および全国人口構成図表
(平成2年10月1日国勢調査)

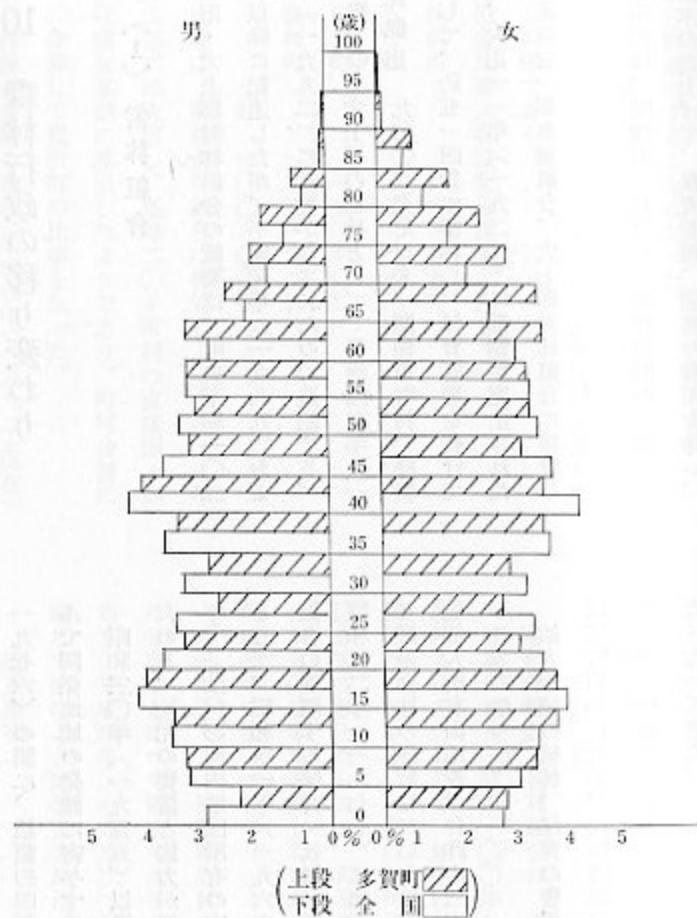
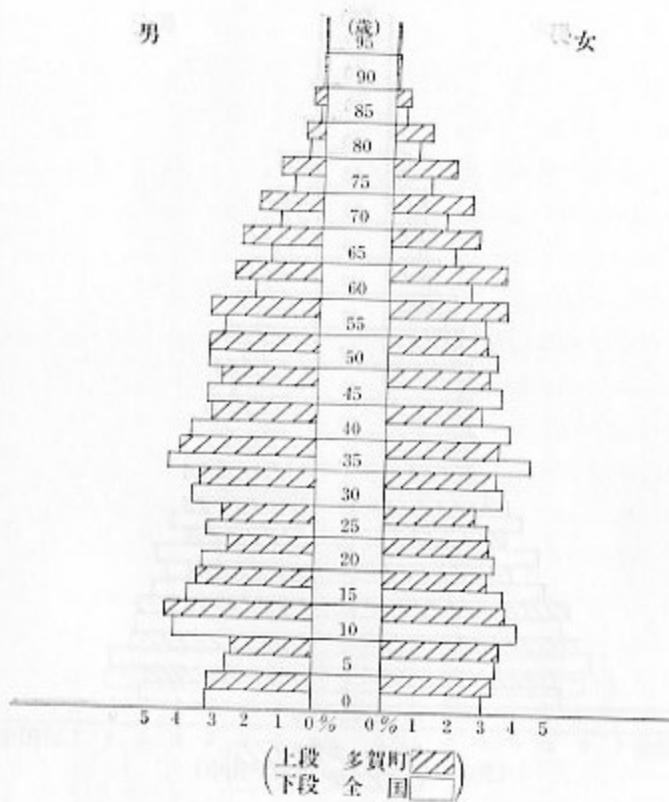


表8-3 昭和60年(1985)多賀町および全国人口構成図表
(昭和60年10月1日国勢調査)



10 森林行政の移り変わり

(1) 営林組合

彦根市・犬上郡営林組合の概要是、町史下巻一〇二ページ以降に記述したが、平成元年（一九八九）および四年（一九九二）に変更がなされたので追記する。

経費の分担拠出 犬上郡の郡林として、明治三三年（一九〇〇）発足以来、関係市町村で経費を分担して、約五一四鈴に植林し、保育管理を統けてきたが、大正一二年（一九二三）に郡制が廃止されたので、運営を一部事務組合、犬上郡営林組合に移管した。

昭和年代は、間伐木の処分や、木材価格の高騰により伐採木の売上げで、保育管理、運営の費用を賄い、一部は関係市町村の公共事業費に配分充當した。

政見通し「五年計画を立てて、不足する経費は関係市町村が分担拠出することになった。」

分担金は総額二億四、〇〇〇万円で、平成元年度（一九八九）から同一五年までの一五ヶ年に分割して拠出する計画である。

分担金比率（収益配分比率と同じ）

彦根市	六六・五九%
多賀町	一三・六〇%
甲良町	一三・八九%
豊郷町	五・九二%
計	一〇〇・〇〇%

この比率は、郡林から組合に移管した大正一二年（一九二三）に決定し、当時二〇ヶ町村の直接国・県税の徴収額を基礎に算出したようであり、町村合併に伴って、合算して現市町の比率となつた。

組合営林面積の推移（平成四年（一九九二）現在）

契約面積 植林実面積

その配分額は、昭和二八と同五一年度（一九五三）一九七六）の間に、総額約四億二、〇〇〇万円において関係地域の発展に寄与するところ大であった。

昭和三〇年（一九五五）以降、造林の重要性が増したのと、地元の要請と協力が得られたので、昭和三五年（一九六〇）河内地区所有の山地約一〇〇鈴をはじめとして、昭和四一年（一九六六）に、脇ヶ畑生産森林組合の管理する保月・五僧・杉・桃原地区約七八鈴、昭和五年（一九七七）には大君ヶ畑黒谷地区、旧若林製糸会社の経営していた約五一鈴を買い取り、その他個人所有山地等、合計約二四七鈴の事業地を拡大することになった。

拡大地域の植林、保育の費用は、すべて旧植林地の収益で賄われたが、伐採跡地の再造林、拡大地域の保育事業の経費は、伐採可能な林の収益のみでは賄いきれなくなってきた。

そこで平成元年（一九八九）に、長期施業計画と財

郡林時代（明治三三～大正八年）

拡大地域（昭和三五年）	五一四鈴	六〇三鈴
計	七六一鈴	九三八鈴

地元分収金比率の変更 計期間一〇〇年として借り上げた山地に造林されているので、地代は伐採時の収益の一〇〇%を原則としている。一部は一町歩（約一鈴）年に一円五〇銭を支払っていたが、昭和四〇年（一九六五）に地代から分収率に変更した地域は、以後六鈴に改正して平成初年に至っている。

近年になって、滋賀県造林公社や、琵琶湖造林公社の分収率と比べて低率であるので、地元の強い要望もあり、平成四年（一九九二）五月二十五日関係地域と協議して次のように改正された。

改正要項

一 町史補遺

約と同時に

分取率一〇%を二〇%に、

2、拡大地域および高室地域は借地契約時期にかかる
わらず改正

分取率六七一〇%を二〇%に

これによって昭和四〇年(一九六五)に借地料から分
取率六%に変更した地域も、契約時から一〇%であつ
た地域も、すべて二〇%に改正されることになった。

製材工場の経営 組合は、成木を立木のまま売却してい
たが、長期計画によると、売却できる
山林が減少し、運営に支障が起き、また木材価格が値
下がりして収益が減じるので、その対策に製材工場を
経営して、丸太や製品にして付加価値を上げること
にした。

昭和五四年(一九七九)三月、休止中であった多賀
町敏満寺の丸長木材工業の土地三、三七一平方メートルお
よび工場・倉庫・機械設備を五、二〇〇万円で買い取つ

て四月一日から操業した。

山で伐採し原木を搬出して工場で製品にし、直接販
売して成果を挙げたが、木材製品の需要減と、従業員
の後進者不足、機械設備の老朽化などのため、平成四
年三月に閉鎖することになった。

工場の跡地は、貯木場等に利用される。

高宮貯木場の処分 組合林の素材や、間伐木の集積や整理
をする貯木場を持っていたが、都市計画道路の用地お
よび他の用地提供者への代替地に売却することにな
り、平成三年(一九九一)三月一日に決議した。

大藪一多賀線三、四、二二号線
用地四三九・八八平方メートル

代替用宅地
一、二七二・一一平方メートル 一億三、六二四万円

残地が約二、二六〇平方メートルあるが、組合で活用す
る。

権現谷林道 イ、開設の完成

権現谷林道は、河内地区妻原から大君
ヶ畠国道三〇六号線に連接する幹線林道である。

(一九四〇)年、靈仙山麓行者谷付近まで 約二〇%
(一九五六・一九五七)

昭和三一・三二年度、白谷県有林付近まで

二・〇九六メートル
(一九六五・一九八一)
昭和四〇年(一九八一)度、国道三〇六号線まで

八・四五三メートル

総延長一二・五四九メートル、昭和一七年度(一九四二)
から始めて二一ヶ年度にわたって建設され、組合の管
理する山地を横につなぐ重要な幹線林道で、累積事業
費は約五億円を要した。

ロ、舗装

災害復旧工事コンクリート舗装 一・〇六〇メートル

辺地対策特別事業舗装

(一九八二・一九九〇)
昭和五七年(一九九〇)度まで九ヶ年間

一一・四八九メートル

(2) 大滝山林組合

大滝山林組合の管理する土地の明細

大滝山林組合は、藩制時代から犬上川沿岸地域の村
に認められていた入会権のある山林に、明治八年
(一八七五)ごろ共有山林として、地券を交付して所

大字	小字	地番	地権者	面積(m ²)	備考
樋田	鍋床谷	7の1	大字樋田 はか28ヶ字	237,805	
ク	ヨダレ谷	8	ク	44,628	
ク	船原	10	ク	198,347	
ク	ドウカクボ	345	ク	59,504	
ク	割谷	347	ク	74,380	
ク	モモ谷	348	ク	198,347	
ク	ワモ谷	349	ク	595,041	
ク	ホソ谷	350	ク	99,173	
ク	坪池	351	ク	396,694	
ク	ク	363	ク	198,347	
ク	ク	364	ク	14,87	
ク	ク	371の1	ク	94,964	
ク	ク	371の2	ク	103,382	昭43.11 371から分筆
ク	龍谷	372	ク	1,009,041	
仏ヶ後	深谷	23の1	大字仏ヶ 後はか28 ヶ字	121,967	A = 7, B = 22
ク	ク	23の2	ク	893,487	昭41.8 23から分筆
ク	ク	23の3	ク	148,770	昭42.10 23の1から分筆
ク	ク	23の4	ク	327,530	昭45.5 同上
ク	ク	23の5	ク	31,757	昭45.5 同上
樋田	深谷	23の6	仏ヶ後は か28ヶ字	12,870	昭45.5 同上
ク	ク	23の10	ク	8,727	昭50.1 23の5から分筆
大杉	石谷	1の1	大杉はか 27ヶ村	247,827	
ク	一之渡瀬	370の1	ク	27,732	
ク	石谷	552の1	ク	515,490	
ク	西ヶ谷	270の1	ク	25,484	砂防地指定
ク	石谷	1の2	大流山林 組合	34,660	昭25.7 1から分筆, 昭45.10 山林組合へ
ク	ク	1の51	ク	14,925	昭53.10. 1の2から分筆
一ノ瀬	南谷	487の1	樋崎はか 21ヶ字	58,650	B = 22
川相	岩下	539の1	藤瀬はか 27ヶ字	54,545	A = 7, B = 21
藤瀬	吹ノ畠	160の1	ク	12,892	昭24.9 160から分筆 160の1 農林省買収
ク	尺仏	919の1	ク26ヶ谷	18,247	

一町史補遺

大流山林組合管理地明細(平成5年(1993)1月調)
甲部山林(多賀町役場土地課税台帳兼名寄せによる)

大字	小字	地番	地権者	面積(m ²)	備考
萱原	下山	4の1	萱原はか 27ヶ字	127,500	A = 7, B = 21 (葛籠町を除く)
ク	黒眼	202の1	ク28ヶ字	1,226	A = 8, B = 21
ク	下山	2の6	ク	99,173	
ク	川崎	185の1	ク24ヶ字	866	A = 8, B = 17 (敏, 尼, 猪, 四ツ谷を除く)
ク	下山	2の7	ク28ヶ字	245,174	昭42 2の1から分筆
ク	ク	2の8	ク	188,862	昭43 2の1から分筆
ク	一ノ渡瀬	275	ク	991	
ク	ク	278の1	ク	254,720	
ク	奥森谷	294	ク	36,694	
ク	ク	295	ク27ヶ字	21,818	A = 7, B = 21
ク	赤石	311の1	ク28ヶ字	5,068,993	
ク	向野	334の1	ク	270,720	
ク	橋谷	377	ク	1,983	
ク	ク	387の1	ク	42,363	
ク	梨子原口	545	ク	826	
ク	赤石	311の18	ク	3,924	昭61.9 311の1から分筆
ク	下山	2の1	ク	2,535,252	
ク	ク	2の9	ク	177,732	昭44 2の1から分筆
ク	ク	2の10	ク	187,201	昭45 同上
ク	ク	2の27	ク	430,859	昭48 同上
ク	ク	2の28	ク	19,126	昭53 同上
ク	ク	2の29	ク	4,437	昭54 同上
ク	ク	2の30	ク	47,934	昭63 同上
ク	ク	2の31	ク	71,072	昭63 同上
ク	一ノ渡瀬	278の2	大流山林 組合	14,876	
ク	ク	278の3	ク	7,735	
ク	向野	334の3	ク	18,644	
ク	ク	334の4	ク	1,983	
樋田	坪池	359	ク	11,100	当初三坊小三郎 358と同じ
ク	スモモ谷	1	大字樋田 はか28ヶ字	59,504	A = 7 (萱原を除く), B = 22
ク	戴ヶ谷	6の1	ク	49,375	

乙部山林

1. 富之尾山林

大字	小字	地番	地権者	面積(m ²)	備考
富之尾	小屋寺	211	富之尾はか21ヶ字	1,983	A=1(富之屋) B=21(除四ヶ谷)
タ	タ	311の1	タ	68,747	タ
タ	タ	311の3	タ	18,667	
タ	梨之木	371の1	タ	187,011	
タ	タ	371の2	タ	3,173	
タ	タ	371の3	タ	71,871	
タ	小森池	462の1	タ	33,118	
タ	岩鼻	564	タ	4,958	
タ	タ	581	タ	19,834	
タ	タ	640	タ	37,685	
タ	大谷	649の1	タ	155,818	
タ	タ	576の1	タ	39,608	
タ	城畑	1,565	タ	34,710	
乙部富之尾山林合計 677,183m ² (反別換算 68町2反8畝07歩)					

2. 壺・小原・富之尾山林

大字	小字	地番	地権者	面積(m ²)	備考
壺	小屋寺	177の3	大滝山林組合	15,966	昭26.2 農林省買収, 昭39.3 大滝山林組合へ
タ	タ	189	タ	53,421	壺はか24ヶ字, 昭26買収, 昭39.3 山林組合へ
タ	烟ヶ谷	3の1	壺はか24 ヶ字	109,037	
タ	タ	12の1	タ	79,482	
タ	タ	12の2	タ	1,692	昭2.2 12から分筆
タ	小屋寺	177の1	タ	15,384	
タ	タ	177の2	タ	2,204	昭2.2 177から分筆
タ	タ	177の4	タ	19,687	昭26.2 177の1から分筆
小原	坂奥	349	壺はか23 ヶ字	2,016	A=2(壺, 富之屋), B=22
壺・小原・富之尾山林合計 298,889m ² (反別換算 30町1反3畝23歩)					

大字	小字	地番	地権者	面積(m ²)	備考
藤瀬	寺街道	88の1	藤瀬はか 26ヶ字	191,026	
タ	タ	88の2	タ	244	昭12.6 1088から分筆
タ	タ	90の1	タ	228,280	
タ	タ	90の2	タ	148	昭12.6 1090から分筆
タ	タ	90の3	タ	981	同上 同上
タ	タ	90の4	タ	158	同上 同上
タ	尺仏	1,468	大滝山林組合	856	昭27.7.1 払下 横瀬三与門 〃33.1.24 農林省買収 〃44.6.6 大滝山林組合
タ	タ	1,469	タ	889	同上 払下 大辻 寿助
タ	タ	1,470	タ	849	同上 大道信次郎
タ	タ	1,471	タ	1,487	同上 小山 虎蔵
タ	タ	1,472	タ	1,880	同上 番池藤太郎
タ	タ	1,473	タ	1,378	同上 井上 亀吉
タ	タ	1,474	タ	1,233	同上 林 房太郎
タ	タ	1,475	タ	2,099	同上 上出 寅吉
タ	タ	1,476	タ	1,547	昭27.7.1 払下 大道春太郎 〃33.1.24 農林省買収 〃44.6.6 大滝山林組合
タ	タ	1,477	タ	1,933	同上 払下 谷口 龍三
タ	タ	1,478	タ	1,712	同上 井上 国三
タ	タ	1,479	タ	1,424	同上 大道辻与門
タ	タ	1,480	タ	2,869	同上 森 米次郎
タ	タ	1,481	タ	1,768	同上 森 清太郎
タ	タ	1,482	タ	892	同上 小林与志吉
タ	タ	1,483	タ	1,609	同上 森 栄吉
タ	タ	1,484	タ	2,287	同上 森 弥太郎
タ	タ	1,485	タ	1,219	同上 森孫右衛門
タ	タ	1,486	タ	819	同上 藤谷久次郎
樋田	坪池	358	タ	5,147	昭38.6 志連仁三郎はか8人, 昭53.3.29 山林組合
甲部山林合計 16,337,486m ² (反別換算 1,647町3反6畝07歩)					

3. 佐目・霜ヶ原・壺・小原・富之尾山林

大字	小字	地番	地権者	面積(m ²)	備考
佐目	大見放	1,085の1	佐目ほか 26ヶ字	1,016,603	A=5(佐目、富之尾、小原、 霜ヶ原、壺), B=22
ク	ク	1,085の4	ク	30,917	昭50.6 1,085の1から分筆
ク	ク	1,085の5	ク	20,442	昭53.1 1,085の1から分筆
ク	ク	1,085の6	ク	22,733	昭59.10 1,085の1から分筆
霜ヶ原	岬久保	611の1	霜ヶ原ほか 26ヶ字	49,368	当初霜ヶ原村中、明35年4月 名義訂正
ク	ク	611の2	ク	218	昭2.2 611より分筆
ク	ク	612の1	ク	9,117	611の1と同じ
ク	ク	612の2	ク	800	昭2.2 612より分筆
ク	ク	623	ク	9,917	611の1と同じ
佐目	大見放	1,085の2	大流山林 組合	49,586	昭25.6 農林省買収、昭45.10 名義回復
佐目・霜ヶ原・壺・小原・富之尾山林合計					1,209,701m ²
(反別換算 121町9反7畝24歩)					

4. 佐目・霜ヶ原・富之尾山林

大字	小字	地番	地権者	面積(m ²)	備考
佐目	細原	772の1	佐目ほか 24ヶ字	554,003	当初佐目村ほか25ヶ村、明34. 11 名義訂正
ク	ク	737	大流山林 組合	1,209	昭45.12 西尾一郎から買入 れ
ク	ク	773の1	ク	264	昭43.12 同上
ク	ク	788	ク	1,190	昭54.5 田畠清三郎から買入 れ
ク	ク	789	ク	856	同上
ク	ク	785の1	ク	590	？日 安居新市から買入 れ
佐目・霜ヶ原・富之尾山林合計					558,112m ²
(反別換算 56町2反7畝14歩)					

有権を与えられた山林を、管理する組織として発足したことは町史下巻一六ページに記してあるが、その明細を追記する。

明細表の中では、A、Bと略記してあるのは次の地域を略したものである。

A(地区) 萩原・樋田・仏ヶ後・大杉・一之瀬・川相・藤瀬の七ヶ字(ただし富之尾を含むときは八ヶ字)

B(地区) 金屋・北落・横閑・法養寺・在士・小川原・長寺・池寺・尼子・下之郷・正楽寺・橋崎・雨降野・八町・四十九院・石畑・八目・敏満寺・尼子・四ツ谷・猿木・葛籠町の二二ヶ字(村)

組合が明治一八年(一八八五)に発足したときは、甲良莊山林区と言つたが、明治二六年(一八九三)一二月、「大滝村外五か村共用山林組合」を設立して一部事務組合制となり、昭和三四年(一九五九)九月規

約改正のとき「大滝山林組合」と名称を変更した。

(3) 多賀町河内の県営林

県営林の沿革

滋賀県は、県下の林業の発展をはかるため、模範的な造林事業を一〇ヶ年造林事業として明治三八年(一九〇五)に、志賀町木戸および余呉町片岡の両模範県営林を設定したのが県営林事業の始まりで、平成五年(一九九三)には県有林四ヶ所、県営林九二ヶ所に達している。

県営林は、県が土地を買収して造林し県の基本財産をつくる事業と、町村や団体・寺社等の所有地を借りて県が造林し、収益を分取率によって県と土地所有者に分配する事業であつて、配分される収益はそれぞれの基本財産となり、また適切な管理によって成育する林地は、地域の林業経営の模範となつて林業振興に大きく貢献するものである。

さらに県営林の管理作業に要する労務費は、山村地

域の生活経済に重要な役割を果たしてきた。

県営林の設定は、模範的な造林事業によつて林業の

振興をはかるのが主目的であるが、次のような動機によつて増加されていった。

一、明治三八年—昭和四〇年

県下林業の発展をはかるため模範林の設定

二、明治三九年—大正一二年

県立学校の基本財産造成のため設定

一、大正七年—大正一二年

大正天皇即位の御大典記念林設定

一、大正八年—昭和三年

放置された山地に造林して活用する模範事業
〔一九二二—一九二三〕

一、大正一一一年—大正一二年

大正一一年都制廃止により、水源かん養林と
して郡林の移管

一、昭和一五年

紀元二六〇〇年を記念して造林

などであり、こうして九ヶ所にまで増加されていったのである。

多賀町河内 大字河内の白谷に大正七年(一九一八)の県営林 四月一日設定された県営林がある。

河内の部落共有机林の一部一〇八・五八むで 契約期間は、大正七年(一九一八)四月一日から昭和七三年(平成二〇年—一九九八)三月三一日までの八〇年間、分取率は滋賀県七三割、地元河内二七割である。

大正七年(一九一八)に設定されているので、大正天皇即位の御大典記念に県有林造成として植林されたのである。

同時期には多賀町のほか、土山町大河原地区、水源寺町君ヶ畑・今津町角川・朽木村能家の四ヶ所で、いずれも、契約期間八〇年、分取率は県七三割の同一条件である。

県営林の分取率七三割は、県が植林や保育管理等造林に必要な経費は全額を負担するために高率であり、

県が植林し、保育管理を地元で行う場合は、県の分取率三〇割の地域もあるので、河内地区の場合は、前者の例である。

河内地区に設定された県営林は地元地域に次のようない效果を与えている。

(一) 製材、保育管理は地元労務によるので山間地域

の人に現金収入による生活安定に役立つ

(二) 保育管理が充分されるため、造林技術の指導的な役割を果たす

(三) 地元森林組合に依託される作業があるので森林組合の育成になる

(四) 生産材の伐出、販売等は森林組合連合会に依託される場合、連合会の機能活用の機会を与える

(五) 権現谷林道とその支線、白谷林道は、県営林と、彦根市大上郡営林組合が主体となって開いた林道であり、それを延長し、支線林道を開設して、奥地開発に大きな役割を果たしている。

11 過疎の実態

(1) 脇ヶ畑村の場合

鉛鹿山地北 平成元年（一九八九）京都大学紀要に
部の過疎化 坂口慶治氏は「鉛鹿山地北部の旧脇ヶ
畑村における廃村化の機構とその集落的、地域的要
因」（上・下）の研究論文を発表している。

その中に「鉛鹿山地北部における集落の位置と戸数
変化」という表がある。

それによると、一二集落のうち昭和五五年現在で全
而廃村九、二一五戸残存集落が三、六七八戸が四とな
っている。全体的に見た発生率はじつに七三%にも及
んでいる。

また図1「鉛鹿山地北部地域の地形区分と集落分布」
によると超過疎化の著しい集落を自然的、地域的の環境

のうえから見ると、雲仙山・仏生寺の断層帯に閉まれ
ている。

標高のうえから見ると、四〇〇mと六〇〇mの高地
の集落から過疎化が始まり、芹川の両岸三〇〇mにあ
る中腹の集落に及んでいった。

集落のできている位置は高所にあっても、大規模凹
地や石灰岩の風化された土壌が堆積された土地があ
る。水を得ることのできる所である。また芹川両岸の
中腹緩斜地でも水を得られる所には集落が発生して
いる。

明治初期には二、三〇戸が多く、多い集落は五、六
〇戸もあった。もともと大きな集落は保月で八戸に
も達していた。それが昭和五一年（一九七六）には冬
季には無人化する季節集落となつた。

一番最初に無人化したのは坂田郡醒ヶ井村博ヶ畑
（現在米原町）で昭和二七年（一九五二）に全面廃村
になつている。

表1 鉛鹿山地北部における集落の位置と戸数変化

小地域地区	集落	市町	標高 (m)	明治 11年				全面宅地 開拓期	昭和 59年 戸数
				戸数	町 反 故 歩	町 反 故 歩	時		
高	保月ブロック	保月	多賀町 580~620	65	26	4	06	1 1 05	昭和51年 48年 0
原	五僧ブロック	五僧	多賀町 540~560	18	12	0	3	5 7 15	
而	武奈ブロック	武奈・明幸 櫻ヶ畑 男後 鬼谷	彦根市 400~460 420 多賀町 420~440	37 27 15 30	15 7 4 5	6 2 0 7	09 18 24	0 24 0 0 0 0	50年 0 27年 0 50年 0 55年 2(夏のみ)
中	保月ブロック	向之倉	多賀町 280~360	20	3	3	2	17 9 2	50年 0
而	雲仙山ブロック	今 畑	多賀町 400~440	17	12	5	9	0	54年 0
而	武奈ブロック	落合 甲頭 屏風	多賀町 320~350 340~350 320~420 多賀町 260~290	20 33 12 33	7 7 3 1	7 7 2 9	16 4 4 14	0 17 17 03	55年 7(夏のみ) 55年 7(夏のみ) 53年 0
山麓	武奈ブロック	莊 尾	彦根市 220~240	34	2	0	9	16 3 8 19	3
河谷底	芹 川 河 谷	安原 前原 多賀町 多賀町 多賀町 多賀町 多賀町 200	240 240 220 200	52	16	8	5	0	12 14 10 10

規集落の模様 元禄八年（一六九五）に杉は一戸、保月は一二戸、五僧は一二戸、保月は九一戸、明治一

自然的環境 保月は五四〇戸と六二〇戸の高さにあって、大型のボリエ状凹地の中で、わずかな湧水が得られる所に存在している。五僧は権現谷の峡谷を隔てて、緑色岩が露出していて谷水が流れ、小さな凹地がある。集落地を除くと水はなく、畑耕作しかできない。災害といえば、旱ばつか集中豪雨による鉄砲水で山崩れなどの風水害はない。しかし、水がないためしばしば大火災が発生している。

② 旧脇ヶ畠の特性

保月の古文書によると、享保一二年（一七二七）には九戸あった。寛政元年（一七八九）に悪病が発生して四〇戸が減少した。明治二〇年（一八八七）以降の戸数の変化は図2のとおりである。

廃村化した。

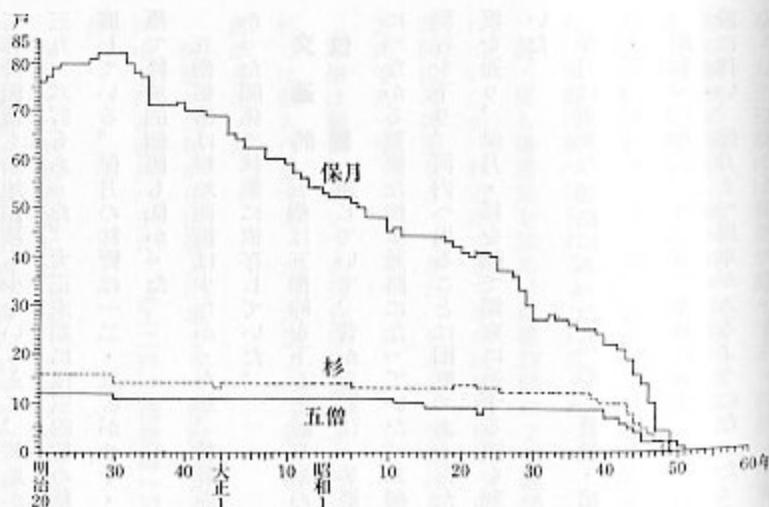


図2 旧脇ヶ畠の集落別にみた戸数減少過程

(注：保月における明治38、39年の製炭のための短期転入戸は除外している)

このように鈴鹿山地北部は超過疎化のもつとも先行的・集中的に発生した地域といえる。

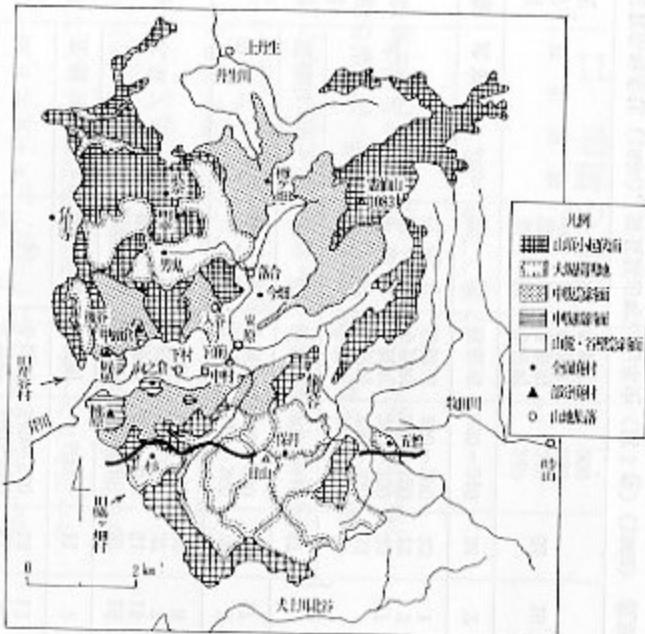


図1 鈴鹿山地北部の地形区分と集落分布

① 旧脇ヶ畠の超過疎化の実態
の概要 ないが、木地屋のことが行われていたとも考えられる。

この地方は石灰岩の風化した肥沃な土壤の畠地があちこちにあった。穀物や野菜類の栽培に適していた。しかし水が得にくい関係で团地はごく少ない。農作物のみでは生計が立たないので、林業とともに製炭業を行い、町へ販売していた。

昭和の初期には麻加工・養蚕・石灰焼しきも行っていた。出稼ぎ者もあり、それらによつて生計を維持してきた。

終戦後の社会・経済の変化によつて、廃村化し、杉が昭和四八年（一九七三）、五僧が昭和四九年（一九七四）、保月が昭和五一年（一九七六）とほぼ同時期に

一年（一八七八）には杉一八戸、五僧一一戸、保月六戸となつてゐる。

図2によると杉・五僧集落は戸数の変化はないが、保月は著しく減少している。

三集落の山林・畑地の面積を比較すれば表2のとおりである。表によれば、保月は一戸当たり杉に比較し

表2 三集落の山野・耕地面積表

	保 月	杉	五 僧
林野面積	三七、三三、二五歩 <small>町、反、畠</small>	五、六、八、〇	二三、三、九、三
一戸当たり面積	三、一、二、八	三、五、九、〇	一〇、二、九、元
共有地面積	五、八、二、七	一五、二、七、〇	三、〇、九、六
一戸当たり面積	七、五、四	一二、〇、四	一、一、九、三
耕地面積	二元、四、六、六 <small>内水田二度二熟</small>	六、六、七、元	二、三、六、三
一戸当たり面積	三、七、〇	四、一、〇	二、一、二

（備考）安政四年の保月山論によつて保月の山が減少し、五僧が沢山の山を保有することになった。

和四年（一九六六）権現谷林道が保月まで延長された。

学校・支所 先にも述べたように、中山道の裏街道がなくなるとして、徒步交通として利用されていった。

昭和一六年（一九四一）多賀・久徳・芹谷三ヶ村の合併のとき、県は賭ケ畠も合併するよう勧めたが、国営電話の架設中を理由に合併しなかつた。ようやく、昭和三〇年（一九五五）戸数が五〇戸を割つたので合併を決断した。昭和四四年小学校休校、中学校・役場支所・郵便局等の廃止、閉鎖となつた。

生産 明治一年（一八七八）『県物産誌』によると五僧における大麦・小麦・豆の栽培面積は三〇坪、ほかに牛蒡・菜種・桑が一七〇坪である。養蚕・麻縄加工・製炭で生計を立てていた。

杉では水稻五八坪、大麦・小麦八〇坪となつていて、栽培初期から製炭業に依存することとなつた。

て林野面積も耕地面積も少ないうえに、耕地が遠隔に三九・六町もあつた。大正末期には三四町の耕地が荒廃している。保月の林野は一二・五町がササ・ススキ原で経済的価値も低かった。

五僧集落は耕地面積は少なかつたが、林野面積がかた關係で林業に依存していた。

交通的 五僧は五僧峠を下ると岐阜県の時山に位 置 通じていて、昔から近江・美濃・伊勢につながる重要な徒歩通路になつていて、五僧から権現谷を下り、河内へ出ることは困難であつたため、桟坂を通り、保月・杉を経て湖東に通ずる道を利用していた。

保月は重要な通路にあつたため、質屋・宿屋・酒屋・茶の仲買屋もあつて、一時は栄えた集落であった。昭和一〇年（一九三五）栗栖に通ずる杉坂林道の新設に伴い、保月まで馬車が入るようになつた。昭和二五年（一九五〇）トラックが通ずるようになつた。昭

る。大正初期には養蚕が盛んであつたが、昭和五、六年の蘭仙の暴落と戰時中の食糧増産によつて完全に消滅した。牛蒡は長く主力作物の地位を保つてきた。石灰質土壤に適していた。昭和一〇年林道が開通してから、京都市場へ送られるようになつた。

薪・炭も得意先を決め、直接訪問による販売がなされていて、林道ができるから京都市場へ向けて、共同出荷体制をとつてきただ。しかし、實際は個人伝票方式であった。

五僧は製炭において共同作業方式をとつていて、杉では個人作業であった。木炭よりも薪・割木での出荷が多かつた。

明治三二年から出稼ぎが始まり、明治末期には一戸中七戸が海外へ出た。大工二戸、指物師一戸もあつた。

保月では明治初期には大麦・小麦の作付面積が六五三町、大豆・小豆四二六町作られていた。持山のみの

表3 田島ヶ畑村の明治二〇年における集落別の経済的階層構造

地目	面積	○	所 有 山 林 面 積				○	所 有 耕 地 面 積				
			一町未満	五町未満	三町未満	二町未満		一町未満	五反未満	三反未満	五反未満	
杉 (戸) (%)	一 八・三	一 六・八	一 六・三	七 四・八	三 三・一	元 四・三	三 三・一	一 三・一	二 二・二	一 一・三	二 二・二	計 二〇〇・〇
保月 (戸) (%)	一 〇	一 〇	一 一	五 四・七	五 四・三	五 五・一	一 一	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	一〇〇・〇
五僧 (戸) (%)	一 八・三	一 八・三	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	一一	九 九・〇	三 三・七	三 三・七	一〇〇・〇
									三 三・六	三 三・六	三 三・六	一〇〇・〇

資料：土地台帳による集計

製炭業を営む世帯は少なく、買山製炭が中心であった。

人口過密状態から離村していかねばならなかつた。

大正末には明治二〇年の七一割にまで減少し、耕地も荒廃し、六六割になつた。

経済的 表3によつて分かるように、五僧は短階層構造で、期転入一戸を除いて、比較的に均等な階層構造であつた。

杉も比較的に均等ではあつたが、山林所有一戸未満層が四戸、うち皆無三となつてゐる。やや下層部の占める割合が高い。

保月では大集落であつたので、下層部の占める割合がいつそう高く、山林所有一戸未満が二三戸、うち皆無七戸、耕地所有皆無が九戸もあつた。

山の集落に住み、山林ももたず耕地も所有しない家

は烟を借り、買山製炭の生活は苦しい。それが保月を離村する大きな原因となつてゐた。

③ 三集落の超過疎化の特徴

どんなに過疎化したか 杉集落は明治初期には一八戸あつたが、明治から昭和にかけて、七人がカナダ・アメリカへ出稼ぎに行き、その送金によつて、経済的には安定していた。終戦までに六戸が離れてゐる。

その後戸数の変化はみられなかつた。昭和三八年高校進学のため彦根へ離村したのがきっかけで、過疎化が始まつた。昭和四三年中学校の統合、小学校の休校によつて雪崩的に離村した。

昭和四三年に多賀団地、昭和四六年に木曾団地が町の集落再編成事業として造成された。七戸が集団移転し、木曾団地に寺（光明寺）も移築をみた。その他彦根市へ三戸、ほか二戸となつてゐる。

保月は他の二集落と違つてゐる。明治時代に一七戸、大正・昭和初期に二〇戸、戦中、終戦直後に一三戸、昭和二四年から三七年までに一七戸、計六七戸が

離村または廃絶している。

その行き先は京都が一番多く二二戸、次が彦根市の

一三戸で約半数となっている。また廃絶となっている戸数も一三戸を数えている。

昭和三八年（一九六三）以降の離村状況は昭和三十年一戸、四〇年二戸、四二年一戸、四三年二戸、四四年三戸、四五年二戸、四六年四戸、四七年六戸、四九年二戸、五〇年一戸、五一年一戸となっている。

昭和四三年小学校休校、中学校の廃校をきっかけに大部分が離村した。昭和四九年以降は老人世帯のみとなつた。

行き先は彦根一八戸、木曾団地三戸、県内一戸、県外三戸となつていて。

その後の平成四年度栗栖から保月までの県道の状況 補装が完成され、交通が容易になつた。権現谷林道も整備をみ、国道三〇六号線の大君ヶ畑へ通ずるようになつた。

五僧・保月・杉の人は所有山林を生産森林組合に出资し、一括して彦根市・大上郡営林組合に貸し付け、

れを行つてゐる。照西寺の住職がいて、冬季を除いて居住し村を守つてゐる。

平成五年度第六回保月総集会議案

——次 第一——

- 一 開会の辞
- 二 区長挨拶
- 三 提出議案審議
- 四 閉会の辞

日時 平成五年四月十一日午後一時
場所 保月八幡神社 社務所において

提出議案

- 一 平成四年度保月区会計決算報告について
- 二 平成五年度保月区の年中行事について
- 三 保月規約により役員の改選について
- 四 年中行事予定表
- 一 春祭り 四月十一日午前十時より午後総会開催
- 二 地蔵盆 八月二十日
- 三 道の草刈（保月より高室口まで 県道）
- （保月より五僧まで 林道）
- 七月中

山林収益の分取を期待してゐる。交通の整備によつて、山林の管理も可能になつてゐる。

五僧においては、村を離れたが生活が困難なため山を処分した人もあるが、生活が安定するにしたがつて、森林組合に植林や管理の依託者も出はじめた。

町内に居住する者が中心になって、美奈戸神社の春四月二二日、秋九月一六日には祭礼を実施してゐる。

権現谷林道から村までの道路を開設する運動が進められてゐるので、完成の暁には五僧周辺の環境も変わり、家族連れで故郷を訪れる事になるであらう。

保月においては木曾・彦根に在住する老人たちが春を待つて、村に帰り、区長を中心に故里を守つてゐる。

四月一日八幡神社の祭典には各戸の代表者が集まり、総会が開催されている。別紙のような行事・会計報告が行われてゐる。

村には現在廃屋になつた家もあるが整備された家が八戸あり、春から秋にかけて、土・日曜日に山の手入

四 秋祭り 九月十五日前後（日曜日）午前十時より
五 報恩講 盆会、末代經

六 その他

平成五年七月二十五日、移住先から二〇世帯の親子連れが村に集まり、役員や親から共有林の境界・持ち山の境界を教える集いが実施された。今後も毎年実施されるとか。

今まで八幡神社は老人が守つてきたが、青年三人が推せんされ、故郷を守り、村づくりをはかるうとしている。

平成五年には二戸の地鎮祭が実施され、新しい家が建てられる喜ばしいニュースもある。

杉集落は先にも述べたように、移住先が木曾団地に集中している関係で、光明寺において、例年一月一五日に字集会が実施されている。木曾団地七戸、多賀町三戸、彦根市一戸、向上会（塾）計一二戸で区長、係の選出、年中行事の打ち合わせを行つてゐる。